防 府 市 環 境 基 本 計 画

（第 ３ 次）

〔 素 案 〕

令和４年３月

防　　府　　市

目　　次

第１章　計画の基本事項
１－１　計画策定の背景と目的　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１
１－２　計画の位置付け　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　２
１－３　計画の範囲　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　３
１－４　計画の期間　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　３

第２章　計画の基本目標等
２－１　基本目標　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　４
２－２　基本方針　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　７

第３章　施策の展開　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　８
３－１　地球温暖化対策の推進
（１）温室効果ガス排出削減の取組　・・・・・・・・・・・・・・・・・　１１
（２）再生可能エネルギーなどの地域資源の活用　・・・・・・・・・・　１３
（３）移動・物流の低炭素化の促進　・・・・・・・・・・・・・・・・・　１５
３－２　循環型社会の形成
（１）廃棄物の適正処理の徹底　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１９
（２）３Ｒの推進　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　２１
３－３　自然環境の保全
（１）緑と水の保全　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　２６
（２）人と自然のふれあいの確保　・・・・・・・・・・・・・・・・・・　２８
（３）農林水産業の基盤整備と担い手の育成　・・・・・・・・・・・・・　３０
３－４　生活環境の保全
（１）きれいな空気の確保　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　３４
（２）きれいな水の確保　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　３６
（３）静穏の保持　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　３８
３－５　環境に配慮し、行動できる人づくりの推進
（１）環境教育・環境学習の浸透　・・・・・・・・・・・・・・・・・・　４２
３－６　ほうふの特性を活かした持続可能な地域づくりの推進
（１）自主的な取組と協働の輪の拡大　・・・・・・・・・・・・・・・・　４５
（２）環境に配慮した産業の育成　・・・・・・・・・・・・・・・・・・　４７

第４章　計画の推進
４－１　計画の進行管理及び公表　・・・・・・・・・・・・・・・　４９
４－２　財政上の措置　・・・・・・・・・・・・・・・　５０
４－３　国や県、近隣自治体との連携　・・・・・・・・・・・・・・・　５０

附属資料
１　環境意識調査　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　５４
２　防府市環境基本計画　策定経過　・・・・・・・・・・・・　６７
３　防府市環境保全条例　・・・・・・・　６８
４　防府市環境審議会条例　・・・・・・・・・・・・・・・　７４
５　防府市環境審議会委員名簿　・・・・・・・・・・・・・・・　７６
６　防府市環境保全推進委員会設置要綱　・・・・・・・・・・・・　７７

第１章　計画の基本事項

１－１　計画策定の背景と目的

【環境基本計画の策定の背景】

本市では、平成１８(2006)年に制定した「防府市環境保全条例」に基づき、同年に「防府市環境基本計画」を、平成２４(2012)年に「防府市（第二次）環境基本計画」を策定し、基本目標である「自然と調和のとれた環境の創造、明るい・豊かな・健やかな郷土の継承」の実現に向けた取組を進めてきました。

「防府市（第二次）環境基本計画」の策定から５年後の平成２８(2016)年には、これまでの取組や計画の進捗状況等を踏まえた見直しを行い、「防府市（第二次）環境基本計画（中間年度・見直し)」（以下、「前計画」という。）を策定し、環境保全への取組を推進しています。

【本市の環境を取り巻く社会状況の変化】

世界では

地球温暖化が一因ともされる大規模な森林火災、集中豪雨などといった自然災害が世界各地で発生し、気候変動がもたらす影響は深刻さを増しています。また、プラスチックごみによる海洋汚染の問題や食品ロス問題をはじめとする新しい環境問題は、今までの社会経済活動と密接な関係にあることから、持続可能な生活に向け、個々人が生活スタイルを見直すことが必要です。

世界では、持続可能な開発目標（ＳＤＧｓ）を掲げる「持続可能な開発のための２０３０アジェンダ」の採択やパリ協定の発効など、国際社会全体が協力して、温室効果ガス排出削減などの脱炭素社会構築をはじめ、資源循環や自然共生などを取り入れた持続可能な発展のために具体的な目標を持って取り組むための枠組の整備が進んでいます。

日本では

平成３０（2018）年に、国際的な動向を取り入れた「第五次環境基本計画」が策定され、目指すべき社会の姿として「地域循環共生圏」の創造や「世界の範となる日本」の確立、「持続可能な循環共生型の社会（「環境・生命文明社会」)」の実現を掲げるとともに、ＳＤＧｓの考え方を活用した環境・経済・社会の統合的向上を具体化しています。また、同年７月に策定された「第五次エネルギー基本計画」では、２０３０年に向けて、徹底した省エネルギーの推進を前提に、再生可能エネルギーを２２～２４％とする電源構成（エネルギーミックス）目標の確実な実現を目指すとしています。

そういった中、令和２(2020)年６月に国が初めて気候危機宣言をするなど、危機的状況が進行しています。

地球温暖化対策については、令和２(2020)年１０月に国が「２０５０年までの脱炭素社会の実現」を宣言し、その法的裏付けとして、令和３(2021)年５月に「地球温暖化対策の推進に関する法律」が一部改正されました。

山口県では

令和３（2021）年３月に、環境に関連する重要な計画等に対応する上位計画として、「第４次山口県環境基本計画」を策定し、目指すべき環境の姿として、第１次計画から引き続き「健全で恵み豊かな環境の保全と創造」を掲げ、安心・安全で持続可能な社会の構築に向けた県づくりをより一層進めるとしています。また同年、「山口県地球温暖化対策実行計画」や「山口県循環型社会形成推進基本計画」、「山口県海岸漂着物等対策推進地域計画」の改定が行われています。

本市では

令和３（2021）年４月から、本市の最上位計画である「第５次防府市総合計画」がスタートし、「明るく豊かで健やかな防府」の実現を目指しているところです。

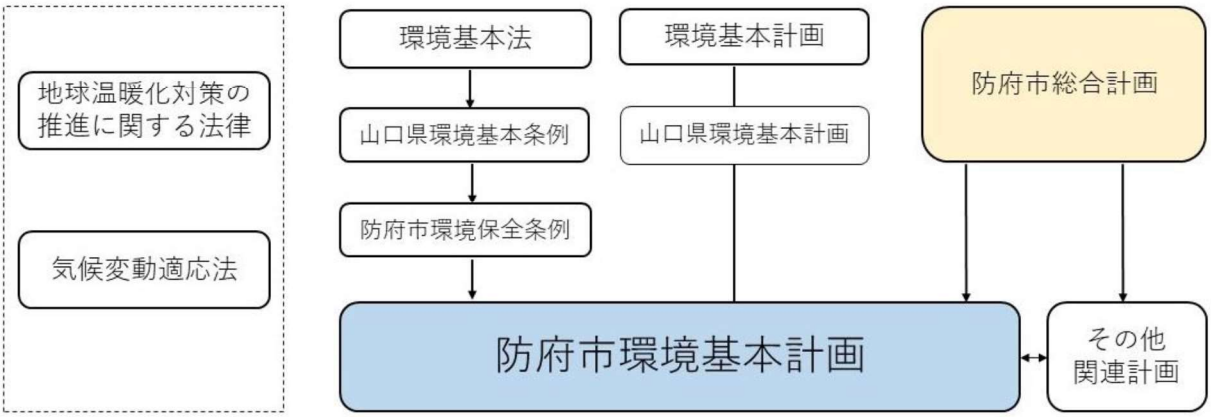
【環境基本計画策定の目的】

国内外において環境政策が大きな転換点を迎える中、本市では、前計画期間の満了に当たり、これまでの計画の進捗状況や本市を取り巻く社会状況の変化、プラスチックごみ対策、食品ロス削減、気候変動対策といった新たな環境課題への対応などを踏まえ、前計画の方向性を維持しながら、目標や具体的な取組などを見直し、今後さらに、市民・事業者・市の三者が協働して持続可能な取組を強化するため、本計画の策定を行うものです。

１－２　計画の位置付け

本計画は、「防府市環境保全条例」に基づき策定するもので、本市における環境の保全の最も基本となる計画であり、関連計画と整合を図りながら第５次防府市総合計画で表した目指す姿を環境面から実現するための計画です。

また、本市の環境の状況及び本計画の進捗状況については、毎年度発行する「防府市の環境」により公表します。



１－３　計画の範囲

本計画の対象とする地域は防府市全域とし、対象者は防府市民・市内の事業者・市を主体とし、市内で働く人、学ぶ人、活動を行う人・団体も含みます。

１－４　計画の期間

環境問題への対応は、長期的視点に基づいた継続的な取組が必要であることから、これまでの計画期間を踏まえ、本計画の期間を令和４(2022)年度から令和１３(2031)年度までの１０年間とします。

また、本市の環境・経済・社会を取り巻く状況の変化等を踏まえ、中間年度である令和８(2026)年度に、一部施策の見直しを行うものです。

<table>
<tr><td>R2
年
度</td><td>R3
年
度</td><td>R4
年
度</td><td>R5
年
度</td><td>R6
年
度</td><td>R7
年
度</td><td>R8
年
度</td><td>R9
年
度</td><td>R10
年
度</td><td>R11
年
度</td><td>R12
年
度</td><td>R13
年
度</td></tr>
<tr><td>2020</td><td>2021</td><td>2022</td><td>2023</td><td>2024</td><td>2025</td><td>2026</td><td>2027</td><td>2028</td><td>2029</td><td>2030</td><td>2031</td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="2">計画策定</td><td colspan="4" rowspan="2"></td><td colspan="4" rowspan="2">中間年度・施策等の見直し</td><td rowspan="2"></td><td rowspan="2">目標年度</td></tr>
<tr><td colspan="2">次期計画の検討</td></tr>
<tr><td colspan="2"></td><td colspan="10">計　画　期　間</td></tr>
</table>

第２章　計画の基本目標等

２－１　基本目標

自然と調和のとれた環境の創造、明るい・豊かな・健やかな郷土の継承

本計画では、市民・事業者・市の全ての者が協働して、環境への負荷が減らされた豊かで潤いのあるまちづくりを目指すこととし、第一次計画から引き続き「自然と調和のとれた環境の創造、明るい・豊かな・健やかな郷土の継承」を基本目標に掲げます。

また、この基本目標が、より具体的に市民・事業者・市で共有されるよう、次の総合的な目標数値を掲げます。

【環境基準】

環境基準達成率

	基準年度	中間目標	最終目標
	令和元年度	令和８年度	令和１３年度
目標値	84.9%	92%	100%

環境の状況の科学的判断として、環境基本法に基づき国が定める「環境基準」を用いることとし、その達成率を目標数値とします。環境基準達成率は、別表①に示す指標を用いて算定することとします。

環境基準は、人の健康を保護し、生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準であるため、その全てが達成されることを目指します。

【温室効果ガス】

市域から排出される二酸化炭素排出量

温室効果ガス排出量については、日常の生活・事業活動との関係がより密接な「二酸化炭素排出量」を目標数値とします。

	基準年度	中間目標	最終目標
	平成２５年度	令和８年度	令和１３年度
目標値	1,932 千 t-CO_2	1,643 千 t-CO_2	1,533 千 t-CO_2

目標については、令和３年３月策定の山口県地球温暖化対策実行計画の削減目標を参考に、平成２５年度レベルを令和１３年度までに２０．７%削減することを目指します。部門別の排出量の内訳は、別表②に示すとおりです。

【廃棄物】

１人１日当たりのごみ排出量

	基準年度	中間目標	最終目標
	令和２年度	令和８年度	令和１３年度
目標値	938g	838g	777g

※令和８年度の処理区域内人口 113,646 人

※令和１３年度の数値は、処理区域内人口 112,089 人を推計値として算出

廃棄物排出量については、市民等による発生抑制や市による再生利用などの取組が総合的に反映される「１人１日当たりのごみ排出量」を目標数値とします。ただし、自然災害等に伴う災害ごみの量は除きます。

別表①「環境基準達成率の算定に用いる指標等の一覧」

分野	指標名		基準年度 令和元年度		中間目標 令和８年度		最終目標 令和１３年度	
			測定地点数	環境基準達成数	測定地点数	環境基準達成数	測定地点数	環境基準達成数
大気	二酸化硫黄		2	2	2	2	2	2
	二酸化窒素		2	2	2	2	2	2
	浮遊粒子状物質（SPM）		2	2	2	2	2	2
	光化学オキシダント		1	1	1	1	1	1
	微小粒子状物質（PM2.5）		1	0	1	0	1	1
水質	海域	**化学的酸素要求量（COD）**	6	4	6	5	6	6
		全窒素	3	3	3	3	3	3
		全燐	3	3	3	3	3	3
	河川	**生物化学的酸素要求量（BOD）**	2	2	2	2	2	2
騒音	一般地域	昼間	14	13	14	14	14	14
		夜間	14	10	14	12	14	14
	航空機		3	3	3	3	3	3
合計			53	45	53	49	53	53
	環境基準達成率		84.9%（45/53）		92%（49/53）		100%（53/53）	

浮遊粒子状物質（SPM）：大気中に浮遊する粒子状物質で、その粒径が10μm以下のものです。

光化学オキシダント：大気中の窒素酸化物や炭化水素が太陽光の紫外線が作用して生成されるオゾン等の酸化物質の総称です。光化学スモッグの原因となり、高濃度の場合には、粘膜への刺激や呼吸器へ影響を及ぼします。

微小粒子状物質（PM2.5）：大気中に浮遊している粒子状の物質のうちで特に粒子が2.5μm以下のものをいいます。微小な粒子のため、肺の奥まで入りやすく、呼吸器系への影響が懸念されています。

化学的酸素要求量（COD）：海域や湖沼の汚濁指標として採用され、数値が高いほど水中の汚濁物質が多く汚れの度合いが大きいことを示します。

生物化学的酸素要求量（BOD）：河川の汚濁指標として採用され、数値が高いほど水中の汚濁物質が多く汚れの度合いが大きいことを示します。

別表②　防府市における二酸化炭素排出量の内訳

			基準年度 平成25年度 （2013年度）		中間目標 令和８年度 （2026年度）			最終目標 令和１３年度 （2031年度）			参考：山口県地球温暖化実行計画で示されている削減割合 目標年度：2030年度
			排出量 （1,000 t-CO_2）	割合	排出量 （1,000 t-CO_2）	割合	基準年度比	排出量 （1,000 t-CO_2）	割合	基準年度比	
エネルギー起源	産業部門	製造業	1,175	61.7%	1,133	69.0%	-5.0%	1,109	72.3%	-7.0%	-6.6%
		建設・鉱業	13								
		農林水産業	5								
		計	1,193								
	家庭部門		270	14.0%	173	10.5%	-35.9%	136	8.9%	-49.6%	-46.8%
	業務その他部門		224	11.6%	155	9.4%	-30.8%	128	8.3%	-42.9%	-40.5%
	運輸部門	自動車 旅客自動車	129	11.7%	172	10.5%	-23.9%	151	9.8%	-33.2%	-31.2%
		自動車 貨物自動車	80								
		自動車 計	209								
		鉄道	9								
		船舶	8								
		計	226								
	エネルギー転換部門（発電所等）		－	－	－	－	－	－	－	－	-29.0%
	小　計		1,913	99.0%	1,633	99.4%	-14.6%	1,524	99.4%	-20.3%	-18.2%
非エネルギー起源	工業プロセス		－	－	－	－	－	－	－	－	-1.1%
	廃棄物（一般廃棄物処理場分）		19	1.0%	10	0.6%	-47.4%	9	0.6%	-52.6%	-8.1%
	燃料からの漏出		－	－	－	－	－	－	－	－	－
	小　計		19	1.0%	10	0.6%	-47.4%	9	0.6%	-52.6%	-2.0%
合　計			1,932	100.0%	1,643	100.0%	-15.0%	1,533	100.0%	-20.7%	-15.1%

（注1）　割合は四捨五入で表示しているため、合計が合わない場合があります。
（注2）　二酸化炭素排出量は、環境省作成の「地方公共団体実行計画（区域施策編）策定・実施マニュアル　算定手法編」により、３年遅れで公表される各種統計資料から推計するものです。ただし、産業部門（製造業）については、産業分類の細分化を行って算定しています。
（注3）　令和３年３月策定の「山口県地球温暖化対策実行計画（第２次計画）」は、温室効果ガス排出量を2030年度において、2013年度レベルの17.8%削減を目標としています。

２－２　基本方針

本計画では、３つの基本方針を掲げ、各種施策を展開します。

Ⅰ　健全で恵み豊かな環境を次世代に引き継ぐための低炭素・循環型・自然共生社会の構築

地球規模の環境問題であり、同時に私たちの生活に直結する身近な問題でもある、地球温暖化、ごみの増大、生物多様性の保全などの課題を克服し、自然と調和のとれた持続可能な社会の実現のため、「地球温暖化対策の推進」、「循環型社会の形成」、「自然環境の保全」に向けた取組を推進します。

Ⅱ　市民が安心して暮らせる安全で快適な生活環境の確保

市民が健康で安全な暮らしを営む上で基礎となる、大気、水質を保全するとともに、騒音、振動、悪臭等に悩まされることのない良好で快適な生活環境を確保し、将来の世代へと継承するため、「生活環境の保全」に向けた取組を推進します。

Ⅲ　「持続可能なほうふ」を実現する人づくり・地域づくり

市民、事業者をはじめとする多様な主体が、環境問題を自らの問題として認識し、自主的かつ積極的に、また、相互理解を深め、互いに連携・協力して環境に配慮した取組を実践し、持続可能な地域を形成していくことが重要であることから、「環境に配慮し、行動できる人づくりの推進」、「ほうふの特性を活かした持続可能な地域づくりの推進」に向けた取組を推進します。

第３章　施策の展開

本計画の方針に基づき、次のとおり６つの基本施策を掲げ、各種施策・事業を総合的かつ計画的に推進することで、基本目標の実現を図ります。

１　地球温暖化対策の推進

・温室効果ガス排出削減の取組
・再生可能エネルギーなどの地域資源の活用
・移動・物流の低炭素化の促進

２　循環型社会の形成

・廃棄物の適正処理の徹底
・３Ｒの推進

３　自然環境の保全

・緑と水の保全
・人と自然のふれあいの確保
・農林水産業の基盤整備と担い手の育成

４　生活環境の保全

・きれいな空気の確保
・きれいな水の確保
・静穏の保持

５　環境に配慮し、行動できる人づくりの推進

・環境教育・環境学習の浸透

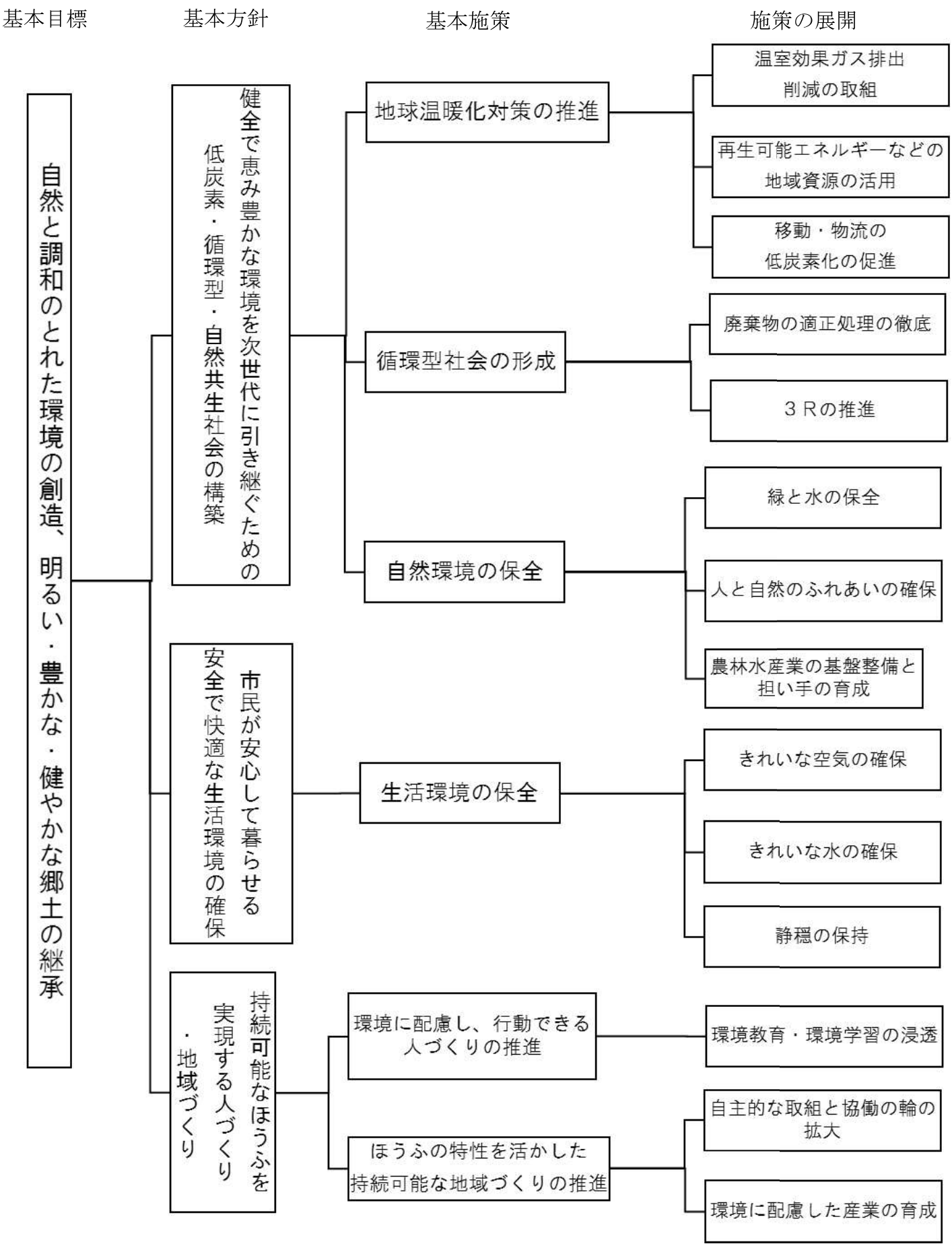
６　ほうふの特性を活かした持続可能な地域づくりの推進

・自主的な取組と協働の輪の拡大
・環境に配慮した産業の育成

【ＳＤＧｓ（持続可能な開発目標）と本計画の関係】

本計画では、ＳＤＧｓの考え方を活かすため、施策の展開ごとに、関連する目標（ゴール）を明示しています。




基本目標
基本方針
基本施策
施策の展開
自然と調和のとれた環境の創造、明るい・豊かな・健やかな郷土の継承
健全で恵み豊かな環境を次世代に引き継ぐための低炭素・循環型・自然共生社会の構築
地球温暖化対策の推進
温室効果ガス排出削減の取組
再生可能エネルギーなどの地域資源の活用
移動・物流の低炭素化の促進
循環型社会の形成
廃棄物の適正処理の徹底
３Ｒの推進
自然環境の保全
緑と水の保全
人と自然のふれあいの確保
農林水産業の基盤整備と担い手の育成
市民が安心して暮らせる安全で快適な生活環境の確保
生活環境の保全
きれいな空気の確保
きれいな水の確保
静穏の保持
持続可能なほうふを実現する人づくり・地域づくり
環境に配慮し、行動できる人づくりの推進
環境教育・環境学習の浸透
ほうふの特性を活かした持続可能な地域づくりの推進
自主的な取組と協働の輪の拡大
環境に配慮した産業の育成

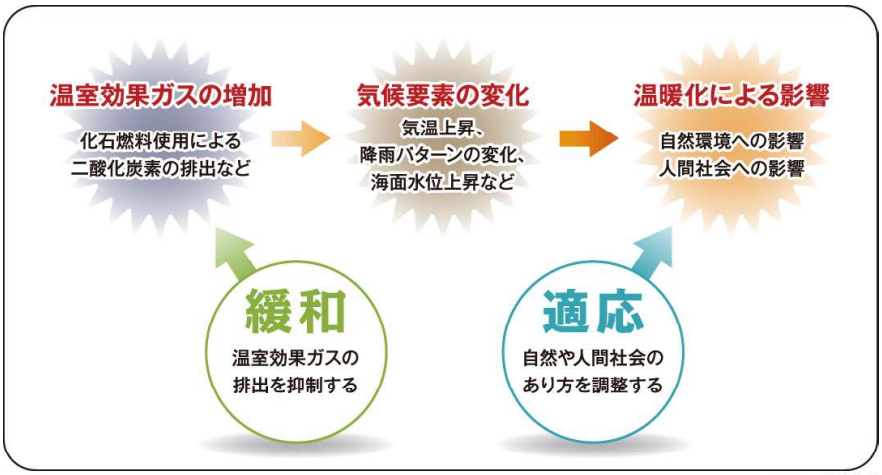
１　地球温暖化対策の推進

平成２６(2014)年４月に、**ＩＰＣＣ（気候変動**に関する政府間パネル）は第５次評価報告書において、地球の気温上昇が産業革命前より２℃高くなった場合、地球環境に壊滅的な影響が及ぶ可能性があることに言及しました。

地球温暖化に伴う気候変動の影響が深刻化する中、地球温暖化対策は世界共通の切迫した課題であり、温室効果ガスの排出を削減する「緩和策」と、気候変動の影響や中長期的に避けられない影響を防止・軽減する「適応策」を両輪として、気候変動対策を進めることが求められています。

本市では、環境への負荷が少ないまちづくりとして、**低炭素社会**の実現に向けた取組を実施してきましたが、市の**温室効果ガス**（二酸化炭素）排出量は、近年は横ばいで推移しており、**脱炭素社会**の実現に向けて、更なる排出削減の取組が必要です。

このため、市民一人ひとり、個々の事業者が日常的に低炭素化につながる行動・活動を意識し、更なる省エネルギーの推進や、二酸化炭素の排出が少ないエネルギーへの転換など、総合的に取り組むことが必要です。



出典：環境省

緩和策と適応策の関係

ＩＰＣＣ：国連気候変動に関する政府間パネル（Intergovermmental Panel on Climate Change）の略。人為起源による気候変化、影響、適応及び緩和方策に関し、科学的、技術的、社会経済学的な見地から包括的な評価を行うことを目的として、1988 年に国連環境計画（UNEP）と世界気象機関（WMO）により設立された組織。

気候変動：気候・降水量などの平均値の、平年からの乖離が徐々に増すこと。また、人為的要因による気候の変化。

温室効果ガス：太陽のエネルギーから地上で受けた熱を大気中にとどめる効果のある気体。「地球温暖化対策の推進に関する法律」では、二酸化炭素(CO_2)、メタン(CH_4)、一酸化二窒素(N_2O)、ハイドロフルオロカーボン(HFC)、パーフルオロカーボン(PFC)、六ふっ化硫黄(SF_6)、三ふっ化窒素(NF_3)の７物質を温室効果ガスとして定義している。

低炭素社会：炭素（二酸化炭素）の排出が少ない社会。

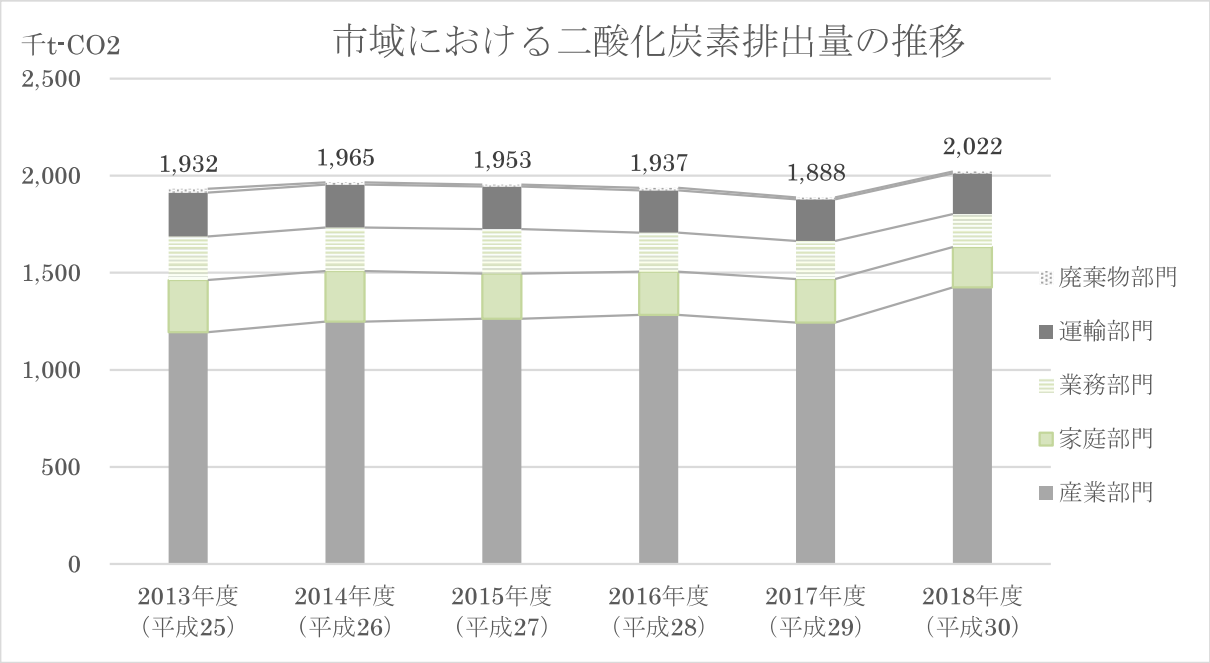
脱炭素社会：温室効果ガスの排出が実質ゼロである社会のこと。二酸化炭素の排出量と吸収量が同じ状態を目指していく。

温室効果ガス排出削減の取組

現状と課題

本市における温室効果ガス（二酸化炭素）の排出量は、下記グラフのように若干増加傾向にあるものの横ばいで推移していますが、今後、脱炭素社会（**カーボンニュートラル**）を実現するためには、排出削減の取組が必要です。そのためには、利便性のみを追求したライフスタイルを見直し、「持続可能な社会」へ転換することが重要です。

各種イベントや啓発活動の実施により、市民、事業者による日常生活や事業活動における身近な省エネルギー行動を促進し、温室効果ガス排出の削減を図ります。



取組の方針

私たちは、環境・エネルギー問題を常に意識し、エネルギーに依存したライフスタイルを見直し、省エネルギー化された製品の製造と利用を進めるとともに、環境負荷を減らすことができる取組を積極的に推進し、「温室効果ガス排出削減の取組」を進めます。

【市民の取組】

○気候変動に関心を持ち、環境負荷を減らす行動に努めます。
○「**省エネルギーラベリング制度**」などを参考にし、省エネルギー性能の高い商品を積極的に選択するとともに、日ごろからこまめな消灯など、省エネルギー行動に取り組みます。
○**緑のカーテン**を設置し、冷房の使用削減に取り組みます。
○地球温暖化対策に資する**クールビズ、ウォームビズ**などのあらゆる「賢い選択」を促す国民運動「ＣＯＯＬ　ＣＨＯＩＣＥ」に参加します。
○建築物を建てるときは長期間にわたって使用されることから、ＺＥＨなど環境に配慮したものを検討するなど、省エネルギーに配慮します。

【事業者の取組】	
○エネルギー消費量の把握と、環境に配慮した高効率燃料への転換や省エネルギー設備、機器の導入など、事業所での省エネルギーの取組に努めます。 ○省エネルギー性能の高い製品・商品の開発、製造、販売に努めます。 ○「ほうふCO_2削減キャンペーン」や「ＣＯＯＬ　ＣＨＯＩＣＥ」に参加し、クールビズ・ウォームビズやライトダウンなどの省エネルギーの取組を推進します。	
【市の取組】	
市自らの省エネ・節電の推進	○「防府市役所環境保全率先実行計画」に基づき、市自らが率先して、省資源・省エネルギーを推進します。 ○省エネルギー・節電の取組を促進するため、クールビズ等の取組を率先して実践するとともに、普及啓発に努めます。
省エネルギー行動の促進	○「ほうふCO_2削減キャンペーン」や「ＣＯＯＬ　ＣＨＯＩＣＥ」を推進し、家庭や事業所での具体的な温暖化対策の取組として省エネルギー行動を促進します。
市施設の省エネルギー化	○自然採光・換気の活用、省エネルギー設備・機器の導入等を通じ、環境負荷の軽減を図り、地球環境に配慮した新庁舎の建設や公共施設の整備を行います。 ○新庁舎については、外壁・窓ガラスの高断熱化、照明・空調のセンサーコントロール、ＬＥＤ化、高効率空調機器の導入等を行い、省エネルギー化を図ります。
省エネルギー設備・機器の導入促進	○支援策の情報提供等により、省エネルギー設備・機器の普及を促進します。
森林などによるCO_2吸収の確保	○健全な森林の整備を促進することにより、森林などによるCO_2吸収の確保を図ります。

関連施策（第５次防府市総合計画における施策）

重点プロジェクト　○環境に配慮した取組の推進

分野別施策　○環境の保全、○住宅・住環境の整備

関係計画

○防府市の都市計画に関する基本的な方針、○防府市立地適正化計画、
○防府市公営住宅等長寿命化計画

カーボンニュートラル：二酸化炭素をはじめとする温室効果ガスの排出量から、森林などによる吸収量を差し引いてゼロとなること。

省エネルギーラベリング制度：日本産業規格（ＪＩＳ）によって導入された制度。家庭で使用される製品を中心に、省エネ法で定めた省エネ性能の向上を促すための目標基準を達成しているかどうかを製造事業者等がラベルにより表示するもの。省エネルギーラベルは、カタログや製品本体、包装など、見やすいところに表示されている。

緑のカーテン：窓辺などにツタ性の植物を栽培し、簾やカーテンのような光を遮る効果（遮光作用）と植物から吐き出される水分により周りの熱を奪う効果（蒸散作用）によって、エネルギーを消費することなく夏の室温を下げることを目的とする植物のカーテン。

クールビズ：夏のオフィスを冷房だけに頼らず快適に過ごすための服装など、無理のない工夫。

ウォームビズ：冬のオフィスを暖房だけに頼らず快適に過ごすための服装など、無理のない工夫。

ＣＯＯＬ　ＣＨＯＩＣＥ（クールチョイス）：地球温暖化対策のため、省エネ・低炭素製品の購入、行動など、あらゆる「賢い選択」をしていこうという取組。

ＺＥＨ（ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス）：外皮の断熱性能等を大幅に向上させるとともに、高効率な設備システムの導入により、室内環境の質を維持しつつ大幅な省エネルギーを実現するとともに、再生可能エネルギーを導入することにより、年間の一次エネルギー消費量の収支をゼロとすることを目指した住宅。



再生可能エネルギーなどの地域資源の活用

現状と課題

エネルギー資源の乏しい我が国においては、エネルギーの安定供給を目的として、依存度の高い石油の消費を少なくするための取組が行われています。

こうした中、令和２(2020)年１０月、国が「２０５０年カーボンニュートラル」を宣言しました。これにより、消費するエネルギーそのものを少なくする省エネルギーの推進に加え、太陽光など自然から得られるエネルギーである**再生可能エネルギー**の最大限の活用を進めていく必要があります。

再生可能エネルギーの普及について、本市では、公共施設において、公民館や小学校の屋根などに**太陽光発電システム**を設置しているほか、**廃棄物**の焼却熱を活用した発電設備を導入しています。今後も、率先して再生可能エネルギーの導入やエネルギーの有効活用を推進し、市民や事業者の意識啓発につなげる必要があります。

同時に、太陽光発電システムの設置に関し、景観や自然環境への影響、安全に対する懸念が全国的に問題となっています。事業者に対し、環境に配慮した適切な設置・運営を求めるため、関係機関と協力していく必要があります。

取組の方針

私たちは、環境に配慮しながら、「再生可能エネルギーなどの地域資源の活用」を進めます。

【市民の取組】	
○住宅用太陽光発電システムや**太陽熱利用**システムの利用に努めます。 ○家庭用蓄電池や燃料電池の導入に努めます。 ○**化石燃料**に代わる新たなエネルギーに関する情報収集に努め、可能なところから導入を検討します。	
【事業者の取組】	
○事業用太陽光発電システムや太陽熱利用システムなど、再生可能エネルギーの導入に努めます。 ○地域の再生可能エネルギーの活用等、エネルギーの地産地消に向けた取組に努めます。 ○再生可能エネルギーを利用する製品・商品の開発、製造、販売に努めます。	
【市の取組】	
市施設における再生可能エネルギー設備の先導的な導入	○公共施設に太陽光発電システムをはじめとした再生可能エネルギー設備・機器の導入を進めます。
再生可能エネルギーの導入促進	○市民の快適で安全・安心な生活への配慮を前提として、再生可能エネルギー設備・機器の普及を促進します。

廃棄物発電の推進	○クリーンセンターにおける、先進的な廃棄物発電によりエネルギー回収を進めます。
バイオ材活用の促進	○**間伐材**の半端材等をチップ化することで、バイオマス発電などの再生可能エネルギーでの活用を促進します。

関連施策（第５次防府市総合計画における施策）

重点プロジェクト　○環境に配慮した取組の推進

分野別施策　○環境の保全、○循環型社会の形成

関係計画

○第３次防府市観光振興基本計画、○防府市森林整備計画
○防府市の都市計画に関する基本的な方針、○防府市立地適正化計画、
○防府市公営住宅等長寿命化計画、○防府市ごみ処理基本計画



市内小学校に設置された太陽光発電システム



クリーンセンター内にある
廃棄物発電施設

再生可能エネルギー：石油や石炭、天然ガス等の一度利用するとなくなってしまう化石エネルギーとは違い、太陽光や風力、水力、地熱など、一度利用しても比較的短期間に再生が可能であり、資源が枯渇せずに繰り返し利用できるエネルギーのこと。
太陽光発電システム：太陽電池を使い、太陽光を電気に変換して利用する仕組み。
太陽熱利用：集熱器、蓄熱槽、熱輸送系、熱変換器、断熱材などの技術を組み合わせて行う、太陽のエネルギーをもとにした熱利用。
廃棄物：ごみ、粗大ごみ、燃え殻、汚泥、ふん尿、廃油、廃酸、廃アルカリ、動物の死体その他の汚物又は不要物であって、固形状又は液状のもの。
化石燃料：動植物の死がいが地中に堆積するなどして、長い年月の間に変成してできた有機物の燃料。主なものに、石炭、石油、天然ガスがある。
廃棄物発電：ごみなどをエネルギー源として行う発電。
間伐材：樹木や森林の健全な育成のため繰り返し実施される間引き伐採により得た木材。



移動・物流の低炭素化の促進

現状と課題

移動を容易にする自動車は、本市においても広く浸透した交通手段であり、今後もその利便性の高さから交通の中心であることが予想されます。

このため、自動車利用に伴う温室効果ガスや排気ガスの排出といった環境への負荷を最小化する努力を続けなければなりません。私たちの家庭から排出されるCO_2排出量は年々増加傾向にありますが、そのうち通勤・通学・買い物・旅行といった「移動」に伴う排出量が約２割を占めています。

そこで、国においては、普段から利用している移動手段を工夫してCO_2排出量を削減し、心身の健康を手に入れようという取組として「**スマートムーブ**」を推進しています。スマートムーブでは、移動に際し、電車やバスなどの公共交通機関を利用することを推奨しています。しかしながら、市内の路線バスにおいては、利用者の減少や運転士不足など、厳しい状況に置かれており、地域における交通サービスの検討が必要となっています。併せて、平坦な土地が多く比較的温暖な気候である本市にあっては、用途に合わせて徒歩又は自転車の利用の啓発も必要です。また、インターネットを利用した通信販売などの普及に伴う宅配便の再配達が環境負荷の増加や社会的損失を招いていることから、再配達削減に向けた取組や、**フードマイレージ**の考え方を踏まえ、農水産物をはじめとする地元の製品の積極的な選択も必要です。

自動車交通による環境負荷の低減に向けては、自動車交通環境の整備を継続するとともに、環境性能の高い自動車（**次世代自動車**）の普及と、環境に配慮した自動車利用（**エコドライブ**）の浸透が必要です。

取組の方針

私たちは、交通量に応じた自動車交通環境の整備に努め、環境に配慮した自動車利用を行うとともに、自動車だけに依存することなく、徒歩や自転車、公共交通機関などの利用を柔軟に選択するといった対応により、「移動・物流の低炭素化の促進」を図ります。

【市民の取組】

○エコドライブの実践に努めます。
- 緩やかな加速・減速、アイドリングストップなど環境に配慮した運転を心がけます。
- 地図、ナビゲーションシステムを活用し、走行距離等の最適化に努めます。
- 渋滞情報の活用により渋滞の回避に努めます。
- 渋滞の原因とならないよう駐停車の場所を考慮します。

○自家用車やタイヤなどの購入に当たっては、環境性能の高いものを積極的に選択します。

○スマートムーブの趣旨を理解し、移動先、目的などの状況に応じて、徒歩、自転車、自家用車、バス、鉄道などの移動手段を柔軟に選択します。

○まち歩き、サイクリング大会、路線バス啓発などのイベントに積極的に参加し、自家用車以外の移動手段にも関心を向けます。

○宅配便は受取場所の指定などによりできるだけ１回で受け取り、再配達防止に取り組みます。	
【事業者の取組】	
○事業活動におけるエコドライブの徹底を図ります。 ○従業者の通勤においては、公共交通機関や自転車の利用を促します。 ○自動車やタイヤなどの購入に当たっては、環境性能の高いものを積極的に選択します。 ○物流の合理化を図り、車両走行量の削減に努めます。	
【市の取組】	
道路交通環境の整備・確保	○道路改良や標識の整備、交差点の改良などにより道路の交通環境を確保します。
スマートムーブ、エコドライブの普及促進	○各種キャンペーン、イベント等の実施によりスマートムーブやエコドライブの周知を図るとともに、通勤・事業活動等での実践を促進します。
自転車利用の促進	○歩行者にやさしい道路環境の整備や自転車走行空間の環境改善を進めます。 ○中心市街地及び防府駅へのアクセスにおける自転車利用者のため、市営駐輪場を管理運営するとともに、駐輪禁止区域における放置自転車の撤去を行います。 ○「**山口防府バイコロジー運動をすすめる会**」と連携し、各種イベント、自転車の無料安全点検などを通じた自転車利用の促進を図ります。
公共交通機関の利用促進	○「**防府市地域公共交通活性化協議会**」を中心として、地域における交通サービスについて総合的に検討を行います。
環境性能の高い自動車（次世代自動車）の普及促進	○国や県などとの連携のもと、次世代自動車の普及を促進します。
宅配便再配達削減の促進	○各種キャンペーン、イベント等で宅配便再配達削減の啓発を図ります。
電動バイクの利用促進	○公用車における原付電動バイクの導入を進め、利用を促進します。
モーダルシフトの利用促進	○鉄道貨物輸送の利用促進を図り、環境負荷の低減と物流の効率化につなげます。

関連施策（第５次防府市総合計画における施策）

重点プロジェクト　○住み慣れた地域で暮らし続けるための環境整備
　　○環境に配慮した取組の推進

分野別施策　○環境の保全、○商工業・サービス業の振興、
　　○交通ネットワークの整備

関係計画

○防府市地域公共交通網形成計画

進捗管理指標

	基準年度	中間目標	最終目標
	令和２年度	令和８年度	令和１３年度
ＣＯＯＬ　ＣＨＯＩＣＥを実践している市民の割合	６％		
CO_2削減運動取組事業所数	１５６事業所		
市内の次世代自動車（ＥＶ等）の導入台数　注１	１６台		
公用車における次世代自動車の導入台数	１台		

注１　一般社団法人次世代自動車振興センターのＣＥＶ補助金交付件数

スマートムーブ：平成 26(2014)年より環境省が実施している地球温暖化対策の一つ。日常生活においてマイカーを中心としている移動手段を見直し、CO_2排出量の削減を目指す取組。

フードマイレージ：食料の輸送距離のこと。食料の生産地から消費者の食卓に並ぶまでの輸送にかかった「重さ×距離」で表される。

次世代自動車：電気自動車、ハイブリッド自動車、プラグインハイブリッド自動車、燃料電池自動車、クリーンディーゼル車等の環境負荷の低い自動車。

エコドライブ：地球温暖化防止のために、環境負荷の軽減に配慮した自動車運転の方法。アイドリングストップ、加減速の少ない運転、タイヤの空気圧の適正化などを心がけるもの。

山口防府バイコロジー運動をすすめる会：バイク（自転車）とエコロジー（生態学）の合成語で、アメリカで提唱された市民運動であるバイコロジー運動を推進するため組織された会。自転車の安全点検、安全運転講習、サイクリング大会などを行っている。

防府市地域公共交通活性化協議会：様々な関係者がそれぞれの立場からできることを考え、一体となって地域公共交通の活性化を推進するために設置された協議会。

モーダルシフト：トラック等の自動車で行われている貨物輸送を環境負荷の小さい鉄道や船舶の利用へと転換すること。

ＥＶ：電気モーターを電力源として走行する電気自動車。

２　循環型社会の形成

大量生産、大量消費、大量廃棄というかつての社会経済システムは、天然資源の枯渇やエネルギーの大量消費等の多くの問題を引き起こしてきました。私たちは、廃棄物が燃料エネルギーとしての活用等の貴重な資源となることを認識し、これらが適正に循環する社会構造へと転換させていくことが必要です。

本市では、３Ｒ（廃棄物等の発生抑制〔Reduce:リデュース〕、再使用〔Reuse:リユース〕、再生利用〔Recycle：リサイクル〕）の推進等により廃棄物の減量化・資源化を着実に行うとともに、廃棄物処理施設の整備等により、廃棄物等の適正処理の推進を図るなど、将来世代に引き継いでいくことのできる**循環型社会**の実現を目指します。

また、長年にわたり問題となっているポイ捨てや不法投棄といった不適正処理のほか、**海洋プラスチックごみ**や**食品ロス**も新たな課題となっており、対応が必要です。

循環型社会：適正な３Ｒ（発生抑制・再使用・再生利用）と適正な処分により、天然資源の消費を抑制し、環境への負荷をできる限り低減した社会。
海洋プラスチックごみ：川や海岸にごみとして捨てられたり、放置されたりして、海に流れ込んだプラスチックのこと。
食品ロス：食べ残し、賞味期限切れ、調理の際の過剰な除去などにより、食べられるにもかかわらず廃棄されている食品。

廃棄物の適正処理の徹底

現状と課題

廃棄物の多くは、市による**一般廃棄物**の収集・処分や、生産者、販売者による回収・処分、さらには**産業廃棄物**における**マニフェスト制度**の浸透などにより、環境への負荷が低減された適正な方法で処理されています。

また、平成２６(2014)年４月から、新しいごみ処理施設の稼働や新たな分別区分の導入、事業系廃棄物の適正処理の強化等を行うとともに、廃棄物の適正な処理についての周知活動を積極的に展開してきました。

しかしながら、不法投棄や違法な野焼き（廃棄物の屋外燃焼行為）といった不適正処理は、依然として発生しており、また、ごみの出し方のルール・マナー違反も見受けられます。

廃棄物の適正な処理には、多くの負担（経費と労力）を必要とします。このことを再認識し、これからも廃棄物の適正な処理について、市民・事業者・市が公平な負担のもと、それぞれの役割を果たしていくとともに、その負担を免れ、環境への負荷を増加させる不適正処理が行われないよう、厳しく監視する必要があります。

取組の方針

私たちは、廃棄物の適正な処理に係る自らの役割を果たすとともに、不適正処理の防止に努めることにより、「廃棄物の適正処理の徹底」を図ります。

【市民の取組】

○ごみを出すときは、排出日時、排出場所など市や地域のルールを守ります。
○地域の資源ごみの回収活動や一斉清掃等の美化活動に積極的に参加します。
○市が実施するポイ捨て防止等に関する施策に協力し、外出する際は、ごみ袋等を持参し、ごみを持ち帰ります。
○犬の飼い主は、市が実施する犬のふん放置防止施策に協力し、飼い犬の散歩をする際は、ふんを処理するための用具を携行し、飼い犬が排せつしたふんを持ち帰るなど、適正に処理します。
○廃棄物の野焼きが法律違反であることを認識し、適正な処理を行います。
○不法投棄防止のため、所有する土地の適切な管理に努めます。
○不法投棄等を発見した際には、警察、県、市への通報に努めます。
○災害時の廃棄物の適正な排出など、**災害廃棄物**の適正かつ迅速な処理に協力します。

【事業者の取組】

○廃棄物は、排出者の責任において、適正に処理します。
○産業廃棄物は、マニフェスト制度の遵守等により、適正に処理します。
○自らの事業活動により生じた廃棄物の適切な回収や処理に向けた取組を進めます。
○生産・流通・販売等の段階で、商品やサービスにより、ごみが発生しないよう工夫するなど、ごみ減量化・適正処理への貢献に積極的に取り組みます。

【市の取組】

ごみの適正処理の推進	○適切なごみの搬出ルールや分別排出について、市民、事業者への周知と**収集運搬許可業者**等への指導により、その徹底を図ります。また、排出事業者に搬入物検査を実施し、搬入基準の遵守を徹底します。 ○ごみの減量化推進のための仕組みづくりを行うとともに、ごみ処理過程における環境負荷の低減と最大限の再生利用に取り組みます。
効率的な収集運搬体制の確保	○**ごみ集積施設**を整備する自治会に対し補助を行い、集積場所の美化と収集業務の効率化を図ります。 ○収集車両の計画的な更新を行うとともに、一方で民間委託による適正な収集体制を確保し、一般廃棄物の安全かつ継続的な収集を行います。 ○ごみ出しが困難な高齢者などへの戸別収集を行います。
適正な最終処分の推進	○一般廃棄物の**最終処分場**については、埋立て量の将来予測に基づき、効率的な堰堤(えん)工事を実施します。
し尿・**浄化槽**汚泥の適正処理	○し尿及び浄化槽汚泥については、収集運搬許可業者の指導・監督に努め、適正な収集体制を確保するとともに、公共下水道の普及状況に応じた、適正な処理と施設の維持管理を行います。
不法投棄等の防止	○不法投棄や野焼きといった不適正処理を防止するため、市民、事業者、警察、県と連携した監視・通報体制を整備します。 ○啓発看板の設置などにより、不法投棄の未然防止に努めます。
災害廃棄物の適正処理	○**防府市災害廃棄物処理計画**に基づき、災害時における関係機関等との連携・協力体制を構築するなど、実効性のある処理体制を整備します。

関連施策（第５次防府市総合計画における施策）

重点プロジェクト　○環境に配慮した取組の推進

分野別施策　○防災対策の推進、○環境の保全、○循環型社会の形成

関係計画　○防府市ごみ処理基本計画、○防府市分別収集計画　○防府市災害廃棄物処理計画

一般廃棄物：産業廃棄物以外の廃棄物を指し、家庭から発生する家庭系ごみが主で、事務所や飲食店等から発生する事業系ごみも含まれる。

産業廃棄物：事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類等、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第２条第４項に規定する２０種類の廃棄物のこと。

マニフェスト制度：産業廃棄物の適正処理を徹底するため、排出事業者が廃棄物の処理を委託する際に産業廃棄物に付けて受託者に渡す管理票（マニフェスト）を利用し、廃棄物の受け渡しや処理の流れを把握する制度。

災害廃棄物：地震、風水害、津波等の自然災害によって発生する廃棄物（倒壊・破損した建物の瓦礫、廃コンクリート等）及び被災後の避難生活等に伴い発生する廃棄物。

収集運搬許可業者：「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づき、市町村及び都道府県の許可を得て廃棄物の収集運搬を行う者。

ごみ集積施設：家庭から排出される一般廃棄物の集積場所の美化と収集業務の効率化を図るために整備される施設。

最終処分場：廃棄物の最終処分（埋め立てが原則とされている。）を行う場所。埋め立て処分される廃棄物の環境に与える影響の度合いによって、基準を超えた有害物質が含まれる産業廃棄物を埋め立てる「しゃ断型処分場」、性質が安定している廃棄物を埋め立てる「安定型処分場」、しゃ断型、安定型の処分場の対象外の産業廃棄物と一般廃棄物を埋め立てる「管理型処分場」の３種類がある。

浄化槽：し尿（トイレ汚水）と生活排水（台所や風呂、洗濯などからの排水）を併せて処理する合併処理浄化槽と、し尿のみを処理する単独処理浄化槽がある。現在は、単独処理浄化槽の新設は実質的に禁止されている。

防府市災害廃棄物処理計画：大規模災害が発生した場合の災害廃棄物の処理方針を定めた計画。

３Ｒの推進

現状と課題

本市における廃棄物の排出量について、指定ごみ袋制による家庭ごみの処理の有料化や、店頭回収の浸透のほか、平成２６（2014）年度から開始した容器包装リサイクル法の対象品目の完全実施を含む新たな分別収集により、家庭系ごみの１人１日当たりの排出量は、減少しました。しかし、ここ数年は増加傾向にあり、更なる資源の循環利用並びに廃棄物処理に伴う負担及び環境への負荷の低減に向け、ごみの発生抑制に対する意識啓発、分別排出の周知徹底など、必要な取組を拡大していかなければなりません。

このような中、海洋プラスチックごみや食品ロスなど、新たな課題が顕在化しており、消費者・事業者双方の３Ｒの一層の推進が必要となっています。

また、近年において広く浸透した再生利用（Recycle：リサイクル）については、資材としての再生利用（マテリアルリサイクル）が進んでおり、今後もその対象を増やすとともに、更なる浸透を図ることが期待されています。

その一方、再生に要するエネルギーと経費の増大にも注意が必要であることから、エネルギー源としての再生利用（サーマルリサイクル）に取り組むほか、再生利用に比べ取組の遅れている廃棄物等の発生抑制（Reduce：リデュース）と再使用（Reuse：リユース）の推進にも重点を置き、廃棄物の減量化を推進する必要があります。

取組の方針

私たちは、低炭素・循環型社会の構築のため、発生抑制（リデュース）、再使用（リユース）、再生利用（リサイクル）の対象を拡大するとともに、その優先順位（①リデュース、②リユース、③リサイクル）を意識して、「３Ｒの推進」を図ります。

【市民の取組】

○食品ロスの削減に努めます。
- 食べ残し・直接廃棄・調理による過剰除去を減らします。
- 未利用食品は**フードバンク**ポストや**フードドライブ**などを利用し、寄附します。
- 食品の期限表示を正しく理解し、使用時期を考慮して購入します。
- **３０１０運動**等により、飲食店で食べ残しをなくします。

○再生可能資源である紙や**バイオマスプラスチック**などの代替素材を利用します。
○買い物の際にはマイバッグを持参します。
○使い捨て製品の使用を控え、ものは長く大切に使います。
○必要なものを必要なだけ購入するなど、ごみを減らしていく生活様式を取り入れます。
○地域の資源ごみの回収活動に積極的に参加します。
○フリーマーケット、リユースショップを積極的に活用します。
○ごみの分別に積極的に取り組みます。

【事業者の取組】

○事業活動による原材料、資材、肥料などの最少化を図ります。

○包装の簡素化に努めます。
○長持ちする製品・商品の製造・販売に努めます。
○原材料、資材、肥料、燃料などは、再生されたものを積極的に選択します。
○不要となった製品・商品の回収とリサイクルに努めます。
○自己処理責任のもと、ごみ排出者としての責任を持ち、事業活動の生産・流通・販売等の段階でごみの発生抑制、再使用、再生利用等に努めます。
○リサイクルが容易な製品やリサイクル製品の提供、店頭回収等による資源物の回収に取り組みます。
○部品交換、詰め替え、修繕などのサポート体制、リサイクルルート、使用している再生資材などの、製品・商品の情報を積極的に提供します。
○未利用食品は、フードバンクに提供するなど有効利用に努めます。
○飲食店における３０１０運動の呼びかけなど、市民に対し食品ロス削減取組の情報提供、啓発に努めます。
○発生した食品廃棄物は、再生利用に努めます。

【市の取組】

発生抑制・再使用の推進	○市民が再使用（リユース）を身近に感じることができる事業として、戸別収集や直接搬入された粗大ごみの中から、再使用可能な家具類等を希望者に提供します。 ○購入費助成制度による生ごみ減量容器の普及促進や水切りの徹底など、ごみの減量化を図ります。 ○事業系一般廃棄物について、ごみ手数料の検証や多量排出事業者への指導などの有効な施策を検討・実施し、その抑制を図ります。 ○指定ごみ袋制による有料化を継続し、家庭系可燃ごみ排出量の抑制を図ります。 ○「**廃棄物減量等推進審議会**」、「**廃棄物減量等推進員**」の制度を継続するなど、ごみの減量化、資源化に向けた体制の確保を図ります。
再生利用の推進	○ごみの再資源化の必要性や分別排出の徹底、市民や事業者の自主的な３Ｒの取組の紹介など、積極的な情報の提供を行います。 ○ごみ分別アプリなどを活用し、適正な分別方法の普及啓発を行います。 ○資源化可能な紙類や分別方法について、積極的に周知します。 ○地域で行う資源ごみなどの分別や自主的な回収活動を支援します。 ○焼却灰の全量セメント原料化、容器包装等の再商品化、ごみ処理施設による廃棄物発電、小型家電リサイクル法に基づく小型家電の回収、不燃ごみからの金属類の回収など、市による再生利用（リサイクル）を推進します。

	○率先して、地球環境に配慮した再生品等の購入に取り組みます。
食品ロス削減の推進	○食品ロス削減を進めるための実践活動を普及啓発するとともに、フードバンク活動への理解を深めます。
プラスチックごみ削減の推進	○使い捨て（ワンウェイ）プラスチックの使用抑制に向け、マイバッグ持参運動によるレジ袋削減や、繰り返し使える商品を選択するなど、意識の醸成を図ります。 ○プラスチックごみの流出防止や環境美化意識の向上を図るとともに、市民・事業者と連携した海岸漂着物等の回収活動に取り組みます。 ○バイオマスプラスチックを使用した可燃ごみ指定ごみ袋の導入を検討します。

関連施策（第５次防府市総合計画における施策）

重点プロジェクト　○環境に配慮した取組、
○住み慣れた地域で暮らし続けるための環境整備

分野別施策　○循環型社会の形成

関係計画

○防府市ごみ処理基本計画、○防府市分別収集計画



市内に設置されているフードバンクポスト





ごみ分別アプリ「さんあ～る」防府市版（イメージ）

フードバンク：食品を取り扱う企業から、製造・流通過程などで出る余剰食品や規格外商品、販売店舗で売れ残った賞味期限・消費期限内の商品など、安全上は問題がなくても廃棄される食品の寄附を受け、無償で必要な人や団体に提供するボランティア活動。一般家庭で余った賞味期限内の食品も対象となる。

フードドライブ：家庭で余っている食品を地域のイベントや楽校、職場などに持ち寄り、それを必要としている福祉施設等に寄付する活動。

バイオマスプラスチック：植物や動物など生物に由来する再生可能な有機性資源（バイオマス）を原材料とするプラスチック。トウモロコシなどに含まれるでんぷん、微生物がつくり出すポリアミノ酸、間伐材に含まれるセルロース、エビやカニなどの甲殻類の外骨格に含まれるキチンやキトサンなど、様々な物質が用いられる。

３０１０運動：食品ロスを減らすための運動で、「宴会の開始から３０分と、閉宴１０分前には席に座って食事を楽しみましょう」というもの。長野県松本市で平成 23（2011）年に始まり全国に広がりつつある。

廃棄物減量等推進員：市から委嘱を受け、各自治会の資源ごみ・危険ごみステーションで、ごみの分別排出の指導やごみステーションの清潔保持の指導にあたる者。

廃棄物減量等推進審議会：一般廃棄物の減量及び処理に関する基本的事項について、市長の諮問に応じ調査、審議する審議会。本市の審議会は、公募で選ばれた一般市民をはじめ、事業者、関係団体の代表者、学識経験を有する者、関係行政機関の職員で構成される。

進捗管理指標

	基準年度	中間目標	最終目標
	令和２年度	令和８年度	令和１３年度
１人１日当たり家庭ごみ排出量（資源回収量除く）	600g	504g	459g
事業系ごみ排出量	11,859t	11,062t	9,883t
市によるリサイクル率	26.4%	29.7%	32.7%

３　自然環境の保全

本市は、大平山をはじめとする緑あふれる山々、佐波川や瀬戸内海の優れた水辺、南部の広大な平野部など、多彩で豊かな自然環境に恵まれています。こうした豊かな自然環境は、健全な水環境や多くの動植物の生息・生育の場となっているだけでなく、スポーツやレクリエーションの場など、私たちの暮らしに潤いをもたらしています。

また、健全な生態系は、農林水産業や観光業などの重要な資源であり、持続可能な地域の発展に欠かすことはできません。私たちの生活は、多様な生き物が関わり合う生態系から得られる恵みによって支えられており、身近な生き物の生息する良好な自然環境を積極的に保全することは、生物多様性を保全することとなり、私たちの命と暮らしを守ることにつながります。

本市では、この恵み豊かな自然環境と共生し、次世代に継承していくため、自然環境の保全と再生を目指します。



緑と水の保全

現状と課題

都市化の進展による緑の減少や河川・水路などの水辺に大きく手を入れることは、自然環境の変容を招くとともに、自然環境が持つ浄化作用や気候・自然災害の緩和、そして生物多様性への影響が懸念されています。

また、少子高齢化や産業構造の変化により、手入れが困難となった里山や河川・水路の機能の維持・保全に必要な管理が行われにくくなっている状況が見られることや、**外来種**の影響による**在来種**の減少・絶滅を防ぐ観点からも、緑地、河川等の適正な管理が求められています。

その一方、市街地においては、自然環境をかつての姿に復元することは現実的ではなく、また、適切な管理を行わず放置した場合は、結果として人や生物の生活環境を損ねることがあります。このため、計画的な整備・管理のもと、緑地や水辺の再生を図ることが必要です。

市では、身近な公園などでの自然観察会や学習会を通じ、緑と水の保全や、生物多様性のあり方について、引き続き啓発を行っていきます。

取組の方針

私たちは、様々な形態や規模の自然的環境の整備と、その適正な管理を行うことにより、「緑と水の保全」に努めます。

【市民の取組】	
○庭への緑の植栽や、プランター、花壇の設置により、居住空間の緑化を進めます。 ○地域、学校、団体などによる花いっぱい運動や緑化活動に積極的に参加します。 ○除草、剪定、土砂さらいなど、河川、水路の清掃活動に積極的に参加します。 ○身近な動植物の生態系に影響を及ぼすおそれのある外来種は絶対に捨てません。	
【事業者の取組】	
○敷地内やその周辺の緑化に努めます。 ○土地の造成等にあたっては、適正な緑地の保全に努めます。 ○ライトアップなどの屋外照明については、動植物への影響にも配慮します。 ○緑化に貢献できる製品・商品の開発、製造、販売に努めます。 ○除草、剪定、土砂さらいなど、河川、水路の清掃活動に積極的に参加します。	
【市の取組】	
土地利用の適正化	○開発許可制度との調整を図りながら、自然環境との調和のとれた土地利用を促進します。
公園・緑地の整備	○**街区公園**、緑道、広場の緑化の整備を進めるとともに、清掃や樹木剪定など、適正な維持管理の実施に努めます。
緑化の推進	○「**防府市緑化推進委員会**」と連携し、緑花祭の開催、苗木の無償配布など、市民・事業者による緑化活動の機会を提供します。

	○「花だん・緑化ポスターコンクール」、記念植樹などを通じ、市民の緑化に対する意識の高揚に努めます。
河川・港湾機能の保全	○河川・港湾施設の整備に当たっては、**親水空間**の創出に努めます。 ○準用河川・普通河川等の適切な維持管理を行うことにより、河川機能の保全に努めます。 ○土砂災害や浸水などを未然に防ぐため、治山・治水対策を計画的に進めます。
里山や森林の保全整備	○佐波川や里山の環境保全を図るため、**森林ボランティア**をはじめとする住民が実施する森林整備を支援します。
自然保全意識の醸成	○防府市景観百選の選定などによる自然保全意識の醸成に努めます。

関連施策（第５次防府市総合計画における施策）

分野別施策　○防災対策の推進、○環境の保全、○公園の整備、景観の保全、
○適正な土地利用の推進

関係計画

○防府市緑の基本計画、○防府市の都市計画に関する基本的な方針、
○防府市景観計画



緑のカーテンコンテスト応募作品



森林ボランティアによる森林整備の様子

在来種：もともとその地域に分布していた生物種のこと。
外来種：人の手により自然には分布していなかった地域に持ち込まれた生物種。
街区公園：主に街区内に居住する者が利用することを目的とする都市公園。
防府市緑化推進委員会：緑化推進に関する啓発活動、緑の募金などにより、本市の「明るい・豊かな・健やかな」緑と花のまちづくりを推進する委員会。
森林ボランティア：植林、間伐や森林環境教育などの活動を行うボランティア。
親水空間：水に触れたり、接したりして水に親しむ場。近年では、水辺のある公園や、魚類や昆虫との共存を目指した取組を行う場なども含まれる。

人と自然のふれあいの確保

現状と課題

私たちは、恵まれた自然環境との交流を通じて、自然の摂理を学び、美意識や情操を養い、安らぎを得てきました。また、それらの経験により、自然の大切さを再認識することが、自然環境の再生に向けての取組につながっています。

さらに、近年の自然志向の高まりの中で、自然に親しみたいという人は増えており、その対象も原生的な自然環境だけではなく、干潟、草地、池沼などの身近な自然環境のほか、新たに創造された憩いの空間、さらには、農林水産業の現場などに広がっています。

しかし、私たちの生活・事業活動により減少・疲弊した自然環境は、十分に再生されておらず、自然とのふれあいの場や機会を積極的に増やしていくことが必要です。

取組の方針

私たちは、人と自然とが共生できる空間を整備するとともに、自然環境を旅行・レクリエーションや学習などの場にすることにより、「人と自然のふれあいの確保」を図ります。

【市民の取組】	
○自然とふれあう場からは、ごみを持ち帰ります。 ○動植物のむやみな捕獲・採取、自然環境への外来種の持ち込みは行いません。 ○自然環境の保全、自然環境の中での学習などのイベントに積極的に参加します。 ○レクリエーションの場には、自然と共生できる空間を積極的に選択します。 ○ペットは最後まで責任を持って飼育します。	
【事業者の取組】	
○社会貢献活動に当たっては、自然環境の再生に関する活動を積極的に選択します。 ○自然とふれあう場となる店舗、宿泊施設などの設置に努めるとともに、その事業に伴う自然環境への影響を最小化します。	
【市の取組】	
公園・緑地の整備	○**森林公園**、大平山山頂公園などを良好な状態に整備・管理します。
海水浴場の適正な運営・管理	○海水浴場が快適に利用されるよう適正な運営・管理または必要な支援を行います。
市民農園の利用促進	○**市民農園**が利用者にとって快適な空間となるよう適切に維持・管理します。
自然とのふれあいの推進	○「特色のある教育活動」において、稲作体験や農業体験など、自然とふれあう活動を行います。

生涯学習の場づくり	○自然環境等の地域資源を活用した生涯学習の場をつくります。
環境調査の実施	○**水辺の学校**等、自然の中で行う参加型の環境調査を行います。
木育の推進	○山口県産の木材を用いた木製玩具（積み木）を幼児へ贈呈することにより、木育を進めます。
ニューツーリズムの推進	○右田ヶ岳や大平山での登山やトレッキング、佐波川自転車道でのサイクリングや富海海水浴場でのマリンレジャーなど、自然に着目したニューツーリズムを創出します。

関連施策（第５次防府市総合計画における施策）

分野別施策　○環境の保全、○農林水産業の振興、○観光の振興、○公園の整備、景観の保全

関係計画

○防府市緑の基本計画、○第三次防府市観光振興基本計画

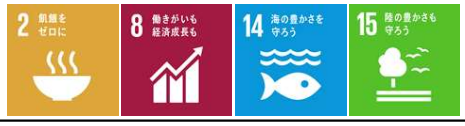
森林公園：森林浴、野外レクリエーション、自然体験学習等の場となる森林を利用した公園。

市民農園：農業体験の場を提供することにより、市民の農業への理解を促進するとともに、余暇の活用及び健康でゆとりのある市民生活の確保を図るため、市が設置した、市民がレクリエーションや生きがいを目的に、野菜などを栽培する小面積に区分した農地。

水辺の学校：河川に生息する水生生物を指標とした水質状況調査。

木育：子どもをはじめとするすべての人が「木とふれあい、木に学び、木と生きる」取り組み。子どもの頃から木を身近に使っていくことを通じて、人と、木や森との関わりを主体的に考えられる豊かな心を育むこと。

ニューツーリズム：従来型の観光旅行ではなく、テーマ性の強い体験型の新しいタイプの旅行とその旅行システム全般を指す。テーマとしては、産業観光、エコツーリズム、グリーンツーリズム、ヘルスツーリズム、ロングステイなど。旅行者の出発地で商品化される発地型商品と異なり、地域が主体となって旅行商品化を図ることから地域活性化につながるものと期待されている。



農林水産業の基盤整備と担い手の育成

現状と課題

農地は、**水源涵養機能**を持ち、多様な生物の生息・生育の場でもある重要な自然環境です。また、森林も同様に水源涵養機能、防災機能を持ち、多様な生物の生息・生育の場であるほか、二酸化炭素の吸収源となっています。

さらに、農林水産業の現場は、生産の場としてだけではなく、人と自然のふれあいの場としても捉えられており、人と自然との共生においても必要な空間となっています。

このため、農地、山林、漁港、海・川を持続可能な方法で利用し、維持・管理している農林水産事業者は、自然環境の保全者ともいえます。

しかし、農林水産業は、採算性の低下、産業構造の転換などの理由により、その持続性が危ぶまれています。今後も、農地、山林等の多面的な機能を維持するとともに、人と自然との共生に向けた先人の知恵と伝統を守っていくためには、農林水産業を維持活性化していくことが必要です。

現在、山口県では「**農林業の知と技の拠点**」の整備を市内農業大学校敷地で進めており、令和５(2023)年４月に供用開始される予定です。この新たな拠点が形成されることを契機として、関係機関と連携した担い手対策や省力化技術の導入などを促進し、本市農林業の活性化に努めます。また、水産業についても、山口県や山口県漁協などの関係機関と連携し、持続可能な漁業生産体制を整備します。

取組の方針

私たちは、人と自然との共生において重要な役割を果たす農林水産業の持続的な発展を図るため、「農林水産業の基盤整備と担い手の育成」を促進します。

【市民の取組】
○**食育**、間伐材利用、魚介類の**種苗放流**イベントなどを通じて、農林水産業への関心と理解を深めます。
【事業者の取組】
○用排水路、漁港、林道など必要な設備の維持管理に努めます。 ○事業規模の拡大、事業の効率化、販路の開拓など経営基盤の強化を図ります。 ○新規就業希望者への研修などに積極的に協力します。 ○**有機栽培**や**減農薬栽培**など消費者の安全・安心のニーズに合った生産に努めます。 ○**遊休農地**の管理に当たっては、景観植物の栽培、地域が利用する菜園化などに努め、住宅地域との交流を図ります。 ○造林、保育、間伐など森林の状況に応じた、適正な森林管理に努めます。 ○魚網、廃船などの適正な処分を行うとともに、海底清掃や浮遊物などの回収清掃、**藻場**の再生などに努め、水産資源の維持に向けた漁場の保全を図ります。

【市の取組】	
農地、農家の現状把握と整備	○農地、農家の現状を把握するとともに、その情報が有効活用されるよう整備します。
農業の生産基盤整備と経営基盤強化	○用排水路、農道、暗渠排水、樋門、水門、ため池等の維持・改良を促進します。 ○「農林業の知と技の拠点」で生み出される研究成果や新技術の効果的な普及を促進します。
地域農林水産業の担い手の育成	○「農林業の知と技の拠点」やＪＡ山口県などと連携し、新規就業者を確保・育成します。また、担い手の定着に向けた農業者の所得向上や安定経営への総合的支援を行います。 ○山口県漁協などと連携した新規漁業就業者の確保や自立化への総合的な支援を実施します。
鳥獣被害防止対策	○鳥獣による農作物等への被害の防止を図ります。
森林の保全・利用	○**防府市森林整備計画**に基づく森林の整備・保護を進めます。 ○**森林環境譲与税**などを活用して、繁茂竹林の伐採などを実施し、里山の整備をします。 ○市有林の現況を把握するとともに、必要な管理を行います。 ○**森林管理巡視員**制度を活用するとともに、必要な助成を行い民有林の保育を促進します。 ○佐波川の清流保全のため周辺の森林整備を行う団体などへの支援を行います。 ○造林、保育、伐採等に必要な林道を計画的に整備します。
道の駅「潮彩市場防府」の活性化及び利用	○施設の機能強化により、防府市水産総合交流施設（道の駅「潮彩市場防府」）の魅力向上を図ります。
漁港施設の基盤整備	○漁港施設の機能保全計画に基づき、基盤整備の強化を図ります。
水産資源の維持・増大	○種苗放流や漁場環境整備などにより、水産資源の維持・増大を図ります。

関連施策（第５次防府市総合計画における施策）

分野別施策　○環境の保全、○農林水産業の振興

関係計画

○防府農業振興地域整備計画、○防府市鳥獣被害防止計画、○防府市森林整備計画

水源涵養機能：貯水や治水、水をきれいに浄化する機能。

農林業の知と技の拠点：農林業を取り巻く課題に的確に対応するため、農業試験場、農業大学校、林業指導センターを統合し、即戦力人材の育成と先進技術の開発に一体的に取り組む山口県の農林業拠点施設。

食育：健全な食生活の実現や食文化の継承などを目的として、「食」に関する様々な知識と「食」を選択する判断力を身に付けるための取組。

種苗放流：稚魚、稚貝などを生産し、自然の減耗率の高い発育段階を保護した後に、漁場に放流すること。資源の維持・増大を目指す目的で行われている。

有機栽培：化学合成農薬と化学肥料を使用しないで行われる栽培。
減農薬栽培：各地域の慣行的に行われている農薬の使用状況に比べて、農薬の使用を減らして行われる栽培。
遊休農地：１年以上耕作されておらず、かつ、今後も耕作される見込みがない農地。
藻場：沿岸の海底で海草・海藻類が群生している場所。海草・海藻類は、酸素を供給したり、海水中の栄養分を吸収して水を浄化したり、地下茎で海底を安定させる機能もある。また、藻場は魚類等の餌になるほか、産卵・生育場所、隠れ場にもなるなど、多様な生物の生息の場となっている。
認定農業者：農業経営基盤強化促進法に基づき、経営改善を図ろうとする農業者が自ら農業経営改善計画を作成・申請し、一定の基準に適合する農業者として、市町村から認定を受けた者。
集落営農：集落など地縁的にまとまりのある一定の地域内の農家が農業生産を共同して行う営農活動。
防府市森林整備計画：地域住民等の理解と協力を得つつ、県や林業関係者と一体となって関連施策を講じることにより、適切な森林整備を推進することを目的に、本市における森林関連施策の方向や森林所有者が行う伐採や造林等の森林施業に関する指針等を定めた計画。
森林環境譲与税：市町村においては、間伐や人材育成・担い手の確保、木材利用の促進や普及啓発等の「森林整備及びその促進に関する費用」に充てることとされている。また、都道府県においては「森林整備を実施する市町村の支援等に関する費用」に充てることとされている。本税により、山村地域のこれまで手入れが十分に行われていなかった森林の整備が進展するとともに、都市部の市区等が山村地域で生産された木材を利用することや、山村地域との交流を通じた森林整備に取り組むことで、都市住民の森林・林業に対する理解の醸成や、山村の振興等につながることが期待されている。
森林管理巡視員：森林が受ける被害の未然防止や早期発見、山地被害の未然防止、間伐が遅れている森林の調査などを行う巡視員。

進捗管理指標

	基準年度	中間目標	最終目標
	令和２年度	令和８年度	令和１３年度
「花だんコンクール」応募数	２３団体		
記念植樹本数	１，６４４本 （累計）		
森林ボランティアの参加人数	４２人		
自然観察教室等の開催回数 （年間）	４回		
農林漁業新規就業者数（累計）	累計２０人 (H28～R2)		

４　生活環境の保全

本市は、かつてのような深刻な環境汚染を引き起こす大規模な**産業型公害**の問題はなくなりましたが、日常の生活や事業活動に伴う排ガス、排水、騒音・振動などは、現在もなお、日常生活に密接に関係した「身近な公害」となっています。

市民一人ひとりが健康で快適な生活を送るためには、空気や水、土等は、有害物質に汚染されず安全であることが必須です。

市民の生活環境に影響を及ぼす大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、地盤沈下、騒音、振動、悪臭などの防止や有害物質対策を推進することで、安全で健康かつ快適に過ごしていけるまちを目指します。

産業型公害：事業活動にともなって発生する公害。



きれいな空気の確保

現状と課題

大気汚染については、**ばい煙**、**粉じん**等の規制が続けられており、近年は比較的良好な状況で推移していますが、今後も規制、監視・測定を続けるとともに、より幅広い対策を講じる必要があります。

また、**ダイオキシン類**対策、**シックハウス**対策などに向けた化学物質の適正管理や悪臭対策についても、規制が続けられていますが、配慮に欠けた事業活動などによる公害苦情が発生しています。

これらの問題は、より身近な場所が発生源となることが多く、また、影響の受け方に個人差があることから、問題に関する理解を深めることが必要となっています。

さらには、近年、北東アジアの大気環境の悪化を背景とした微小粒子状物質（ＰＭ２．５）等の汚染物質の越境が問題となっており、正確な情報の把握や注意喚起情報の速やかな周知が求められています。

取組の方針

私たちは、自らが発生させる大気汚染物質、悪臭、人に悪影響を与える化学物質の飛散を最小化するとともに、周囲への影響に注意を向けることにより、「きれいな空気の確保」を図ります。

【市民の取組】

○ どんど焼き、バーベキューなど、一過性の燃焼行為であっても、周囲への影響を考慮します。
○ ペットの臭いが周囲の迷惑にならないよう配慮します。
○塗料、接着剤など、化学物質を含む製品は、適正に使用、保管します。
○県や市が公表している大気汚染の観測結果等に関心を持ち、注意情報等が出ている時は外出を控えるなど、適切な行動を行います。

【事業者の取組】

○ 工場などの大気汚染物質発生施設を適切に管理し、大気汚染を未然に防止します。
○ 公害防止、環境保全協定を締結し、環境の保全に努めます。
○ 農林水産業を営む上で、やむを得ず行う廃棄物の焼却であっても、周囲への影響に配慮します。
○ ばい煙、粉じんの発生に当たっては法令を遵守するとともに、環境への負荷の低減を図ります。
○ 悪臭の発生について、法令を遵守するとともに、その防止を図ります。
○ 悪臭の発生のおそれがある事業場等の設置に当たっては、周辺の既存住宅等の状況を確認し、適切な場所の選定に努めます。
○ **揮発性有機化合物**を扱う際は、適正に使用、管理します。

【市の取組】

大気環境の調査・測定	○県と協力し、ばい煙、粉じん等の大気汚染物質の発生施設を監視するとともに、大気環境の状況を注視します。 ○市ホームページ等により、微小粒子状物質（ＰＭ２．５）、光化学オキシダントに関する情報の提供を行うとともに、県から発令される注意喚起情報の速やかな周知に努めます。
悪臭等防止対策	○規制地域の指定などにより、悪臭の防止を図ります。 ○**一定規模以上の事業所**である「**環境保全協定**」締結事業所については、立入調査等により監視・指導を行います。 ○大気汚染、悪臭などに関する公害苦情へ適切に対応するとともに、その解決に努めます。
ダイオキシン等発生抑制	○県と協力し、ダイオキシン類対策に向けた適正な焼却炉利用や**アスベスト**を含む建設材の適正処理などについて、監視・指導に努めます。
化学物質の適正管理の推進	○化学物質による人の健康や生物の多様性に有害な影響について、その情報の収集と提供に努めるとともに、注意が必要な製品の適正な使用、管理の周知を図ります。
土地利用の適正化	○工場、事業所が適正に配置されるよう、調和のとれた土地利用の促進を図ります。

関連施策（第５次防府市総合計画における施策）

分野別施策　○環境の保全、○適正な土地利用の推進

関係計画　○防府市の都市計画に関する基本的な方針、○防府市立地適正化計画、○防府市森林整備計画

ばい煙：燃料の燃焼などによって発生し、排出されるすすと煙。大気汚染防止法による規制の対象物質で、対策として排出基準、総量規制基準、燃料使用基準が設けられている。

粉じん：大気中に浮遊する微細な粒子状の物質の総称。大気汚染防止法では、物の破砕、選別その他の機械的処理又はたい積に伴い発生し、又は飛散する物質。

ダイオキシン類：ポリ塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシン（PCDD）の略称であるダイオキシンのほか、ポリ塩化ジベンゾフラン（PCDF）、コプラナーポリ塩化ビフェニル（Co-PCB）の総称。

シックハウス：建材や内装材から発生した揮発性の有機化合物などにより、居住者が皮膚や目、気管支などの刺激症状、倦怠感、めまい、頭痛などの自覚症状を訴える建築物。

一定規模以上の事業所（「環境保全協定」の締結を市から働きかける事業所の規模）：

１　水質汚濁防止法及び山口県公害防止条例に規定する汚水等に係る特定施設を設置する工場又は事業場のうち、
①カドミウム等の有害物質を製造し、使用し、若しくは処理するもの。
②１日当たりの平均的な排出水の量が 100 ㎥以上のもの。

２　大気汚染防止法に規定するばい煙発生施設を設置する工場又は事業場のうち、燃料用重油の年間使用量が 300 kℓ以上のもの。

３　騒音、振動について特に静穏の保持が必要と認められる工場又は事業場。

４　悪臭防止法に定める特定悪臭物質を発生する工場又は事業場。

５　その他市長が環境の保全をするうえで特に必要と認められる工場又は事業場。

環境保全協定：防府市環境保全条例に基づいて、環境の保全上の支障を防止するため、必要に応じ市と事業者が締結する環境の保全に関する協定。

揮発性有機化合物：揮発性があり大気中で気体状になる有機化合物の総称。光化学反応によって光化学オキシダントを発生させるほか、土壌・地下水汚染の原因となる。

アスベスト：天然の繊維状鉱物。建物の耐火材や断熱材として幅広く使用されてきたが、呼吸により肺の組織に刺さり、15～40年の潜伏期間を経て健康障害を引き起こすおそれがある。



きれいな水の確保

現状と課題

水質汚濁については、特定の排水処理施設への規制や、下水道の整備と合併処理浄化槽の普及による**生活排水処理率**の向上により環境への負荷は低減されてきており、佐波川の水質が望ましい状況にあるなど、一定の改善を見せています。しかし、海域については、一部で環境基準に達していないなど、対策の継続が必要な状況にあります。また、身近な河川・水路での悪臭の発生や生物の生息・生育への悪影響に端を発する水質に関する公害苦情が発生しており、きめ細かい対策の重要性も高まっています。

地下水をはじめとする水環境への影響が大きい土壌汚染については、一部の地域で**テトラクロロエチレン**による汚染が引き続き確認されています。その他の地域では、問題が確認されていませんが、問題が潜在している可能性があることから、土地利用者等による土壌汚染状況の把握が求められています。

取組の方針

私たちは、日常の生活・事業活動に伴う排水の浄化を図るとともに、水質と土壌の汚染状況を確認することにより、「きれいな水の確保」を図ります。

【市民の取組】

○公共下水道区域では水洗化に、公共下水道区域外では合併処理浄化槽の設置に努めます。
○設置した浄化槽は適正に管理します。
○調理くずや使用済み食用油は流さず適正な処理に努めます。
○洗剤は量を量って正しく使うよう努めます。
○飲用井戸の利用に当たっては、定期的な水質検査を行います。
○悪臭の発生防止のため、身近な河川・水路の清掃に努めます。

【事業者の取組】

○排水に当たっては、法令を遵守するとともに、環境への負荷の低減を図ります。
○悪影響を及ぼすおそれのある化学物質を含む製品（農薬、化学肥料、洗剤等）の使用に当たっては、水質、土壌の汚染防止を図ります。
○地下水の採取に当たっては、持続的な利用に向けた配慮を行います。
○地下水の利用に当たっては、適切な水質検査を行います。
○土地の売買、造成等に当たっては、土壌の汚染状況の確認に努めます。

【市の取組】

水質汚濁防止の指導	○水質汚濁、土壌汚染などに関する公害苦情へ適切に対応するとともに、その解決に努めます。 ○浄化槽設置後の維持管理について、点検の啓発を行います。

水質環境の調査・測定	○県と協力し、特定施設を監視するとともに、水質環境の状況を注視します。 ○県と協力し、地下水や土壌の汚染状況の把握に努めるとともに、土地所有者等による土壌汚染調査の促進を図ります。また、地下水汚染等が判明したときは、汚染原因を調査し、汚染物質の除去及び汚染の拡散防止を図ります。 ○一定規模以上の事業所である「環境保全協定」締結事業所については、立入調査等により監視・指導を行います。
公共下水道の整備	○公衆衛生の向上や公共用水域の水質保全を図るため、公共下水道の計画的な整備を進めます。 ○下水道施設の継続的な安定利用のため、**防府市下水道ストックマネジメント計画**による適正な維持管理や老朽化施設の更新を行い、施設管理の最適化を図ります。 ○公共下水道区域外においては、合併処理浄化槽設置整備事業を推進します。

関連施策（第５次防府市総合計画における施策）

分野別施策　○環境の保全、○上下水道の整備

関係計画　○防府市上下水道ビジョン、○生活排水処理基本計画
○防府市下水道ストックマネジメント計画

生活排水処理率：下水道、農業集落排水施設、合併処理浄化槽などにより、し尿及び生活排水が衛生的に処理されている人口の割合。

テトラクロロエチレン：ドライクリーニングの洗剤、金属の脱脂乾燥剤、塗料除去剤として広く用いられる物質。難分解性のため、自然界に残留して人の健康への影響が懸念される土壌・地下水汚染を引き起こすことがある。

防府市下水道ストックマネジメント計画：長期的な視点で下水道施設全体の今後の老朽化の進展状況を考慮し、優先順位付けを行ったうえで、施設の点検・調査、修繕・改善を実施し、施設全体を対象とした施設管理を最適化することを目的としている。

静穏の保持

現状と課題

私たちが日常の生活と事業活動に求める静穏を阻害する騒音と振動は、同じく日常の生活と事業活動の中から発生しています。法令上の規制等により、特定の施設や建設作業、さらには航空機における騒音・振動対策は、着実に図られていますが、一時的に発生する大きな騒音・振動や鉄道騒音、**低周波騒音**などの問題により、騒音・振動に係る公害苦情が引き続き発生しています。

その一方、生活様式と価値観の多様化が進む中、それぞれが求める静穏の程度等についても多様化しており、騒音・振動に係るトラブルの解消に向けては、地域内におけるコミュニケーションの活発化による相互理解が必要となっています。

取組の方針

私たちは、日常の生活・事業活動で発生する騒音・振動を抑制するとともに、お互いの生活と事業活動への理解に努めることにより、「静穏の保持」を図ります。

【市民の取組】	
○テレビ、ピアノなど楽器、ペットの鳴き声などが、騒音とならないようにマナーを守ります。 ○夜間勤務や、介護、育児などによる多様な生活様式について、隣近所とのコミュニケーションを通じ、相互理解を深めます。	
【事業者の取組】	
○騒音・振動の発生する施設、作業について、法令を遵守するとともに、騒音・振動の防止に努めます。 ○騒音・振動の発生のおそれがある事業場等の設置に当たっては、周辺の既存住宅等の状況を確認し、適切な場所の選定に努めます。 ○騒音・振動に対する感覚的な影響への配慮に向け、近隣とのコミュニケーションを大切にします。	
【市の取組】	
騒音の調査・測定	○騒音調査を実施し、実態の把握を行います。 ○一定規模以上の事業所である「環境保全協定」締結事業所については、立入調査等により監視・指導を行います。
騒音・振動防止の推進	○規制地域の指定などにより、騒音・振動の防止を図ります。 ○特定施設及び特定建設作業について、適正な届出が行われるよう確認・指導します。 ○騒音・振動に関する公害苦情へ適切に対応するとともに、その解決に努めます。

土地利用の適正化	○工場、事業所が適正に配置されるよう、調和のとれた土地利用の促進を図ります。

関連施策（第５次防府市総合計画における施策）

分野別施策　○環境の保全、○適正な土地利用の推進

関係計画

○防府市の都市計画に関する基本的な方針

低周波騒音：人の耳には感知し難い低い周波数（0.1Hz～100Hz）の空気の振動による騒音。低周波振動、低周波音とも言う。

進捗管理指標

	基準年度	中間目標	目標年度
	令和元年度	令和８年度	令和１３年度
光化学オキシダントの環境基準超過日数	６８日／年	５０日／年以下	０日／年
水質に係る環境基準の達成率（海域　化学的酸素要求量（ＣＯＤ））	６６．７％	８３％	１００％
公共下水道整備率（注１）	８６％	９７％以上	１００％
合併処理浄化槽設置基数（年間）（注２）	１２６基	１６０基	１６０基
騒音に係る環境基準の達成率（一般地域）	８２．１％	９３％	１００％
騒音に係る環境基準の達成率（道路に面する地域、**面的評価**（昼間・夜間ともに基準値以下の戸数の割合））　（注３）	９７．１％	９８％以上	１００％

注１）公共下水道事業計画で示している予定処理区域の面積に対する当該年度末に整備した面積

注２）公共下水道事業計画区域外において個人からの申請により合併処理浄化槽の補助金を交付した件数

注３）道路に面する地域において、騒音の環境基準がどの程度満足しているかを示す評価方法。道路から５０ｍの範囲にある住居等を対象に実測値や推計により、環境基準に適合する戸数の割合を算出して評価する。

５　環境に配慮し、行動できる人づくりの推進

良好な環境を将来に引き継いでいくためには、私たち一人ひとりが環境問題の本質を理解し、正しい知識を身に付け、日常生活において環境に配慮した行動につなげていくことが重要です。

本市では、学校における児童・生徒を対象とした環境教育や、市民を対象とした環境講座の推進に加え、各種イベントの開催や広報誌の作成・配布など、環境に関する情報を継続的に発信し、環境意識の啓発を行うことにより、本市の恵み豊かな自然環境を持続可能なものとして次世代に引き継ぐことのできる人材の育成に努めます。



持続可能な開発のための教育（ＥＳＤ）の視点

出典：環境省
「こども環境白書」

ＥＳＤ（Education for Sustainable Development）：「持続可能な開発のための教育」と訳され、環境、貧困、人権、平和、開発といった、現代社会の様々な課題を自らの課題ととらえ、身近なところから取り組むことにより、それらの課題の解決につながる新たな価値観や行動を生み出すこと、そして、それにより持続可能な社会を創造していくことを目指す学習や活動。



環境教育・環境学習の浸透

現状と課題

現在の環境問題の多くは、日常の生活や事業活動が大きく影響しており、これらを解決していくためには、それぞれが環境の保全について積極的に学習し、環境問題への理解を深め、それぞれの生活・事業活動に合った取組を進めていくことが重要です。

市内の小学校では、授業の中や環境副読本を通じて、海洋プラスチックごみや身近な生態系、環境に配慮した生活などの学習が行われています。しかしながら、近年、環境に関する世界情勢の変化は目まぐるしく、新しい取組や政策が始まる中で、自ら情報を収集することの重要性が増しています。

このため、環境学習・環境教育の推進に当たっては、「持続可能な開発のための教育（ＥＳＤ）」の視点に立ち、今日の環境問題を「自分のこと」として捉え、分野や主体、世代を超えて、環境にやさしい行動を主体的に実践できる人づくり・人の輪づくりを進める必要があります。

また、市民意識度調査において、環境教育・環境学習を受ける機会が充実していると回答した割合は２割にとどまっており、参加していると回答した割合は全体の１割程度と少ないことから、様々な主体による学習機会の創出と市民が関心を持って参加できる環境教育・環境学習の場づくりに努める必要があります。

取組の方針

私たちは、環境について積極的に学ぶとともに、多様な主体、題材、場所による環境教育・環境学習の機会を数多く設けることにより、「環境教育・環境学習の浸透」を図ります。

【市民の取組】

○環境教育・環境学習会や環境イベント、環境調査、市民一斉清掃や海岸一斉清掃などの環境活動に積極的に参加します。

○「**聞いて得するふるさと講座**（出前講座）」や『**ほうふ幸せます人材バンク**「指導者バンク」』を活用し、地域、職場などの身近な集まりの中で、環境教育・環境学習の場を積極的に設けます。

○知識と経験を活かし、環境教育・環境学習の場を積極的に設けるとともに、『ほうふ幸せます人材バンク「指導者バンク」』への登録など環境教育・環境学習の取組への協力に努めます。

○カーボンニュートラルやＳＤＧｓなど、環境を取り巻く情勢について、正しい理解と実践に努めます。

【事業者の取組】

○従業員に対する環境教育を進めます。

○市民一斉清掃や佐波川一斉清掃などの環境保全活動に積極的に参加します。

○事業場の見学など、環境教育・環境学習の取組への協力に努めます。

○専門的な知識と技術又は自らの製品・商品を活かした環境教育・環境学習の場の創出に努めます。	
【市の取組】	
環境教育・環境学習機会の提供	○**防府市青少年科学館（ソラール）**の施設機能の充実により、幼児から高齢者までを対象とした科学教育の推進を通じ、環境教育・環境学習の機会提供を図ります。 ○防府市クリーンセンターや上下水道施設などを活用し、学校や地域からの施設見学を受け入れるなど、環境教育・環境学習の機会を提供します。 ○幅広い年齢層へ環境学習の機会を提供できるよう、効果的な情報発信・共有に努めます。
環境教育・環境学習の充実	○ＳＤＧｓなどの環境を取り巻く情勢を踏まえた環境副読本の作成や活用などにより、学校教育の中で環境学習、環境教育への取組を進めます。 ○「生涯学習ボランティア養成講座」や『ほうふ幸せます人材バンク「指導者バンク」』、「聞いて得するふるさと講座（出前講座）」などを通じた環境教育や、民間事業者、民間団体、教育機関等との連携により、環境学習を促進します。 ○環境を取り巻く情勢や、優れた取組事例など、環境に関する情報を広く周知し、自主的な取組を促進します。

関連施策（第５次防府市総合計画における施策）

分野別施策　○環境の保全　○生涯学習の推進

進捗管理指標

	基準年度	中間目標	最終目標
	令和２年度	令和８年度	令和１３年度
環境に関する講座の開催数・参加人数	４回/５２人		
環境保全分野における『ほうふ幸せます人材バンク「指導者バンク」』登録者数	１３人		

聞いて得するふるさと講座：市民等の団体・グループからの要請に基づき、市職員を講師として派遣し、行政情報等を提供する制度。

ほうふ幸せます人材バンク：「指導者バンク」※１と「支援者バンク」※２を一体的に運用することで市民の生涯学習のきっかけづくりを推進し、地域とともにある学校づくり及び地域づくりを支援する制度。

※１〔指導者バンク〕生涯学習に関する専門的な知識や経験、技能のある個人及び団体を登録し、学習を希望するグループ、学校及び地域へ派遣する制度。

※２〔支援者バンク〕社会貢献あるいは自己実現を図りたいと考える個人及び団体を登録し、学校や公民館で様々な活動の支援を行う制度。

防府市青少年科学館（ソラール）：市民の科学及び科学技術に関する知識の普及並びに啓発を図るとともに、創造性豊かな青少年を育成することを目的とする施設。

６　ほうふの特性を活かした持続可能な地域づくりの推進

市内には、ＥＶ等次世代自動車の製造企業やバイオマスの混焼発電所、ＣＬＴ工法による建築物、企業による森林保全活動等、カーボンニュートラルに向けた先進的な取組を行う企業があります。将来にわたって持続可能な地域づくりを推進するためには、このようなほうふの特性も活用・支援しながら、環境に配慮した産業の育成などにより、地域の活性化を図ることが重要です。

また、持続可能な地域づくりは、市民・事業者・市がそれぞれの立場で行える活動を着実に実施していくとともに、各主体間の連携・協働により環境保全活動を効果的に展開していくことが求められます。

市民一斉清掃や地域の環境活動など、自治会等による環境活動の推進を図るとともに、市民や事業者による環境活動を支援します。



佐波川一斉清掃の様子



自主的な取組と協働の輪の拡大

現状と課題

持続可能な地域社会の構築に向けては、環境の保全と経済の発展がお互い良い影響を与えながら継続的に推進されることが不可欠です。そのためには、市民・事業者・市の各主体がそれぞれの現状に見合った環境保全活動を自主的に行うとともに、連携・協働し、環境保全に取り組むことが重要です。

さらに、人々の価値観や生活様式の多様化が急速に進む中、自主的・主体的な環境配慮行動を促進するためには、市民・事業者・市における共通の認識と公平な負担のもと、具体的な取組での協働を通じて、各主体の相互理解を図ることも必要となります。

取組の方針

私たちは、それぞれが自主的に活動するとともに、他者とのコミュニケーションを大事にすることにより、「自主的な取組と協働の輪の拡大」を図ります。

【市民の取組】

○環境保全に向けた取組を自主的に行います。
○情報誌やインターネットなどにより、環境に関する情報収集を行います。
○地域、職場などの身近な集まりでのコミュニケーションを大切にします。
○多様なコミュニティに積極的に関わり、お互いの価値観の理解を深めます。
○ＮＰＯ・ボランティア活動に積極的に参加します。

【事業者の取組】

○環境の保全に向けた取組を自主的に行います。また、取組を進めるに当たっては、地域、行政等との協働に努めます。
○地域住民とのコミュニケーションを大切にし、お互いの価値観の理解を深めます。
○ＮＰＯ・ボランティア活動への支援を行います。
○従業員のボランティア活動を理解し、積極的な取組を勧奨します。

【市の取組】

環境に配慮した自主的・主体的な取組の推進	○**防府市市民活動支援センター**の市民活動支援機能を充実し、ボランティアのきっかけづくりなど、自主的な市民活動と、防府市協働事業提案制度の活用等による市民との協働を推進します。 ○地域ぐるみによる一斉清掃により、排出された廃棄物を自ら搬入する自治会等への助成や排出された汚泥等の回収を行うとともに、自主的な資源ごみの回収活動を行う住民団体及びその協力事業所への助成を行い、清掃活動や資源ごみの回収活動を通じた地域の環境に関する活動を促進します。 ○「環境保全協定」の締結とその運用により、事業所における自主的な環境保全活動を促進します。

市民・事業者への環境意識啓発	○地球温暖化対策に向けた「ほうふＣＯ２削減キャンペーン」などの各種キャンペーンを中心に、環境保全活動のきっかけづくりを行います。 ○啓発看板の作成、無料配布を行うなど、市民、事業者による環境意識に関する啓発活動を促進します。
地域による環境活動の支援	○地域の環境活動（自治会の一斉清掃に伴う土砂や雑草の回収）や道路維持管理作業など、自治会による地域の活動を支援します。 ○快適環境づくり推進協議会と連携し、一斉清掃などを通じた環境活動を支援します。 ○市民一斉清掃などにより、地域における環境美化促進と衛生意識の高揚を図ります。

関連施策（第５次防府市総合計画における施策）

分野別施策　○防災対策の推進、○環境の保全、○循環型社会の形成、
○自主的・主体的な市民活動の促進

ＮＰＯ：Non-Profit Organization の略。ボランティア活動等の社会貢献活動を行う営利を目的としない団体の総称。

防府市市民活動支援センター：市民活動の促進支援、活性化を図るため、人材養成・育成や情報収集・発信、活動の場の提供などを行う業務の拠点。



環境に配慮した産業の育成

現状と課題

産業革命以降の産業技術の発達は、大量生産・大量消費・大量廃棄の社会をつくり、その結果、かつての深刻な産業型公害を引き起こすとともに、化石燃料、生物資源の枯渇が懸念されています。

しかし、現在においては、環境汚染からの回復や自然環境の再生、そして省エネルギー・省資源の実現について、産業技術の発達により達成されることが期待されています。

また、市域の自然環境のほとんどが、人の生活と密接な関係にある本市にとって、自然・生物等の地域資源の保全のためには、地域社会の維持が必須です。少子高齢化と産業構造の転換が進む中、地域の主体的・自立的な経済活動に向け、地域の特色と資源を活用した新たな産業振興が求められています。

取組の方針

私たちは、環境の保全に貢献する技術の発達とその普及や、自然・生物等の地域資源と共にある地域社会の維持のため、「環境に配慮した産業の育成」を図ります。

【市民の取組】	
○**エシカル消費**などの消費行動を通じて、環境の保全に貢献する新たな商品の普及に協力します。 ○地域の自然を活かした産業への理解を深めます。 ○防府ブランドの商品をはじめ、地元で生産された農産物や物品を優先して購入します。	
【事業者の取組】	
○環境の保全を付加価値とした製品・商品の開発、製造、販売に努めます。 ○地域の資源を再評価し、防府市ならではの製品・商品の開発、製造、販売に努めます。 ○異業種との交流を活発化し、新たな事業展開の創出に努めます。 ○新たな事業の開始、事業の拡大に当たっては、地域の雇用の創出に努めます。 ○環境の保全に配慮した施設設備・運営管理を進めます。	
【市の取組】	
地域資源を活用した事業活動の支援	○地域資源を再評価し、本市の特性を活かす観光振興を図ります。
地産地消の推進	○安全・安心で新鮮な旬の地元農産物についての情報を発信します。 ○消費者グループと協働し、生産者と消費者の交流事業を実施します。

地元製造品の普及	○防府ブランド“**幸せます**”の活用を促進し、地元製造品の地元普及率を向上させるための支援を行います。
環境マネジメントの普及促進	○公共工事等の事業者選定の際に、**環境マネジメントシステム**取得事業者を評価する制度を推進します。

関連施策（第５次防府市総合計画における施策）

分野別施策　○農林水産業の振興、○商工業・サービス産業の振興、○中小企業の振興、○観光の振興、○交通ネットワークの整備

関係計画

○防府市中小企業振興基本計画、○第三次防府市観光振興基本計画

進捗管理指標

	基準年度	中間目標	最終目標
	令和２年度	令和８年度	令和１３年度
不法投棄等防止啓発看板の配布数	３４７枚		
積極的に地元産の農産物を購入している市民の割合	６７％	７５％	

エシカル消費：「倫理的消費」ともいい、フェアトレード商品やエコ商品、リサイクル製品、被災地産品など、人や社会、地域環境に配慮して作られたものを積極的に購入又は消費すること。また、太陽光や風力といったクリーンな自然エネルギーの利用も環境への負荷が少ない消費である。

幸せます：「幸いです。うれしく思います。助かります。ありがたいです。便利です。」の意味で使用されている山口県の方言。防府商工会議所がこの語に「幸せが増す」という意味を付け加えて防府の地域ブランドとし、地域活性化のため様々な取組を行っている。

環境マネジメントシステム：組織が環境関連法令等の規制を遵守するだけでなく、自主的かつ積極的に環境保全のために行動を計画・実行・評価する一連の仕組み。

第４章　計画の推進

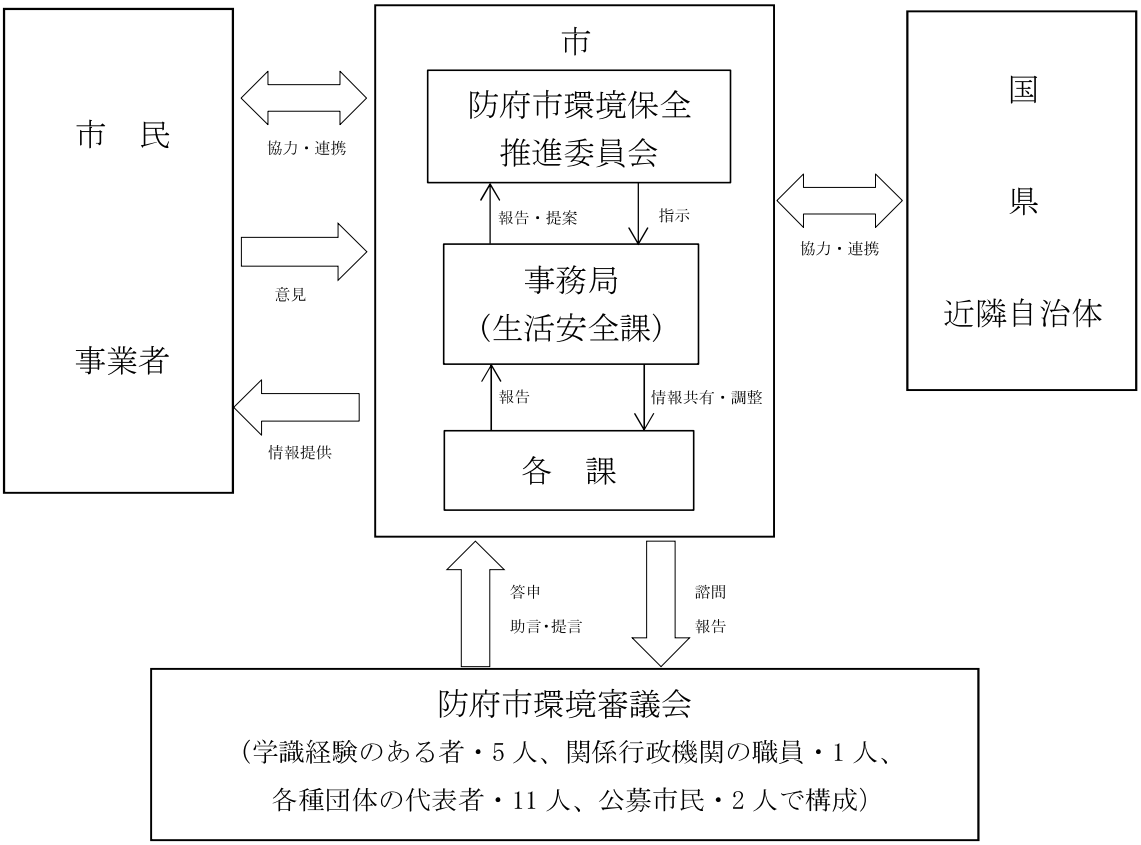
４－１　計画の進行管理及び公表

本計画では、施策が着実に推進されるよう、行政評価を活用して計画の進行管理を行います。

基本目標に掲げた総合的な目標数値並びに各施策に定める進捗管理指標について、調査資料等により数値を把握するとともに、環境意識調査などにより計画の進捗状況を評価します。

また、評価の結果は毎年度発行する「防府市の環境」において公表するとともに、防府市環境審議会への報告を行い、必要な助言・提言を求めた上で、評価の結果を事業の実施に反映させ、市民の立場に立った行政運営と透明性の確保を図ります。

〔 防府市環境基本計画　推進体制図 〕



４－２　財政上の措置

本計画の基本目標の達成に向け、各取組を継続的に進めるため、必要な財政上の措置を講じるよう努めます。

また、国・県等の支援制度を積極的に活用します。

４－３　国や県、近隣自治体との連携

海域・河川の水質汚染対策や地球環境問題などの本計画の推進だけでは根本的な解決が難しい環境問題に対する取組や、ゴミゼロエミッション、再生可能エネルギー利用など広域的な枠組みにおいて推進する取組、環境教育・環境学習分野における既存資産を活用した取組などに関しては、国や県、近隣自治体と協力・連携し、効果的に推進されるよう努めます。

～ 地球環境の基盤があることで、
私たちの社会そして経済が成り立っています～



出典：ストックホルム・レジリエンスセンター

ＳＤＧｓと環境・社会・経済の関係（ウェディングケーキモデル）

家庭や事業所でできる取り組みの例とＣＯ２削減量

①緑のカーテンを設置する

ＣＯ２削減量 134kg

※夏季３ヵ月間、2m×2mの緑のカーテンを
南西及び南東のガラス窓面に設置した場合



令和２年度緑のカーテンコンテスト
優秀作品の一部

②省エネ性能の高い冷蔵庫への買い替え

年間で電気 320kwh の省エネ、ＣＯ２削減量 187kg

※定格内容積 401～450L の 10 年前の冷蔵庫を買い替えた場合



③電気ポットを長時間使用しないときはプラグを抜く

年間で電気 107.45kwh の省エネ、ＣＯ２削減量 52.4kg

※電気ポットに満タンの水 2.2Ｌを入れ沸騰させ、1.2Ｌを使用後、
６時間保温状態にした場合と、プラグを抜いて保温しないで再沸騰させた場合の比較



④炎がなべ底からはみ出さないように調節

年間でガス 2.38 ㎥の省エネ、ＣＯ２削減量 5.3kg

※水 1L（20℃程度）を沸騰させるとき、強火から中火にした場合（1 日 3 回）



⑤エアコンを賢く使う

夏の冷房時の室温は 28℃を目安に

年間で電気 30.24kwh の省エネ、ＣＯ２削減量 14.8kg

冬の暖房時の室温は 20℃を目安に

年間で電気 53.08kwh の省エネ、ＣＯ２削減量 25.9kg

※夏：外気温度 31℃の時、エアコン（2.2ｋｗ）の冷房設定温度を 27℃から 28℃にした場合
※冬：外気温度 6℃の時、エアコン（2.2ｋｗ）の冷房設定温度を 21℃から 20℃にした場合
いずれも使用時間は９時間/日



⑥不要な照明をこまめに消す

年間で電気 4.38kwh の省エネ、ＣＯ２削減量 2.1kg

※12Wの蛍光ランプ１灯の点灯時間を１日１時間短縮した場合



⑦電球形ＬＥＤランプに取り替える

年間で電気 90.00kwh の省エネ、ＣＯ$_2$削減量 43.9kg

※54Wの白熱電球から 9Wの電球型 LED ランプに交換した場合



⑧シャワーの時間を短くする

年間でガス 12.78 ㎥の省エネ、年間で水道 4.38 ㎥の省エネ

ＣＯ$_2$削減量 28.7kg

※45℃の湯を流す時間を 1 分間短縮した場合



⑨暖房便座のフタを閉める

年間で電気 34.90kwh の省エネ、ＣＯ$_2$削減量 17.0kg

※フタを閉めた場合と、開けっぱなしの場合の比較（貯湯式）



⑩テレビを見ないときは消す

年間で電気 16.79kwh の省エネ、ＣＯ$_2$削減量 8.2kg

※1 日 1 時間テレビ（32Ｖ型）を見る時間を減らした場合



⑪部屋を片付けてから掃除機をかける

年間で電気 5.45kwh の省エネ、ＣＯ$_2$削減量 2.7kg

※利用する時間を、1 日 1 分短縮した場合



⑫ふんわりアクセルを踏む

年間でガソリン 83.57L の省エネ、ＣＯ$_2$削減量 194.0kg

※5 秒間で 20km/h 程度に加速した場合



⑬早めのアクセルオフ

年間でガソリン 18.09L の省エネ、ＣＯ$_2$削減量 42.0kg

⑭自動車から自転車に乗り換える

年間でガソリン 248L の省エネ、ＣＯ$_2$削減量 575.4kg

※週 5 日、片道 5km の往復を燃費 10km/L の自動車から乗り換えた場合



出典：①横浜市環境科学研究所「緑のカーテンによる省エネ及び CO2 削減効果の試算」
②一般社団法人 日本電機工業会
③～⑭ 省エネルギー庁「家庭の省エネ徹底ガイド」

命を守る適応策

■気象災害から守るための適応策

近年、過去の観測を上回るような短時間強雨が増加しています。大雨による河川の氾濫や下水道の氾濫（内水氾濫）、浸水被害を防ぐためのインフラ整備や、警戒避難体制の強化を行うことも「適応策」です。一人ひとりが、天気予報や防災アプリを確認したり、ハザードマップや避難経路を確認し、気象災害から身を守ることも「適応策」です。



■健康を守るための適応策

日本の年平均気温は、100 年間あたり 1.26℃の割合で上昇し、特に 90 年代以降、高温となる年が頻出しています。気温の上昇に伴い、熱中症で搬送される人の数が増えたり、伝染病を媒介する蚊の北上などの影響が出ています。水分補給をこまめにしたり、エアコンの設定温度を適度に保つことによって熱中症を予防したり、虫刺されに気を付けるなど、一人ひとりが自身の健康を守るために行動することも「適応策」です。



出典：気象変動適応情報プラットフォーム（A-PLAT）

附 属 資 料

1　環境意識調査

本計画の策定の基礎資料とするため、また、各施策に対する市民や事業者の環境に対する意識（現状認識及び行動）を把握し、基本計画の見直しに反映させるために環境意識調査を行いました。

【調査の実施状況】

区　分	市　民		事業者	
調査対象	１８歳以上の市民１，０００人		従業員４人以上の市内３００事業所	
抽出方法	住民基本台帳から無作為抽出		商工会議所名鑑に掲載された事業所から無作為抽出	
	平成２７年度	令和２年度	平成２７年度	令和２年度
有効回答数	４６１人	５２３人	１６１事業所	１６２事業所
有効回答率	４６．１％	５２．３％	５３．７％	５４．０％
配布・回収方法	郵送による調査票の配布・回収			
回答の方法	設問ごとに「そう思う」、「どちらかといえばそう思う」、「どちらともいえない」、「どちらかといえばそう思わない」、「そう思わない」の５つの選択肢のいずれかに○をつける方法による。			
調査期間	平成２７年度　　平成２７年１１月１３日～１２月１１日 令和　２年度　　令和　２年１０月２９日～１１月３０日			

【本計画への反映方法】

設問ごとの選択肢のうち、「そう思う」、「どちらかといえばそう思う」の有効回答数内の割合を合計した値（小数点以下、四捨五入）を満足度指標及び進捗管理指標として計画に反映させています。

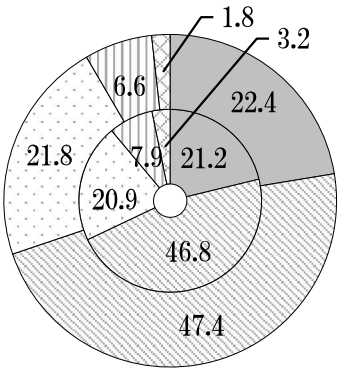
環境意識調査　【満足度】の回答結果

（凡例）　内側　：　平成27年度調査
　　外側　：　令和2年度調査
　　単位　：　％

そう思う
どちらかといえばそう思う
どちらともいえない
どちらかといえばそう思わない
そう思わない

※小数点第２位以下四捨五入のため、合計が 100%にならないことがある。

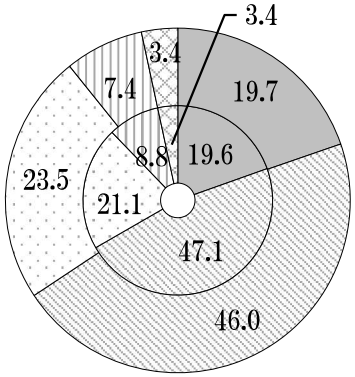
●大気汚染や悪臭のない、きれいな空気が確保されている



〔概要〕
「そう思う」「どちらかといえばそう思う」を合わせると７割近くとなっている。

〔前回調査との比較〕
回答割合にあまり差はみられない。

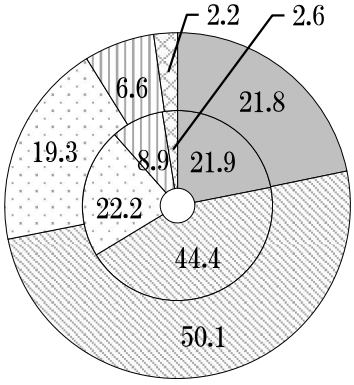
●海や川のきれいな水が保たれている



〔概要〕
「そう思う」「どちらかといえばそう思う」を合わせると６割以上となっている。

〔前回調査との比較〕
回答割合にあまり差はみられない。

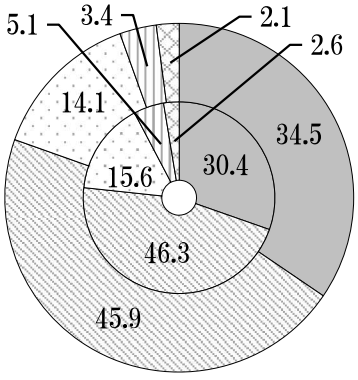
●日常生活に必要な静穏が保たれている



〔概要〕
「そう思う」「どちらかといえばそう思う」を合わせると７割以上となっている。

〔前回調査との比較〕
「そう思う」「どちらかといえばそう思う」が合わせて 5.6%増加し、「そう思わない」「どちらかといえばそう思わない」が合わせて 2.7%減少している。

●ごみの処理が適正に行われている



〔概要〕
「そう思う」「どちらかといえばそう思う」を合わせると８割以上となっている。

〔前回調査との比較〕
「そう思う」「どちらかといえばそう思う」が合わせて 3.7%増加し、「そう思わない」「どちらかといえばそう思わない」が合わせて 2.2%減少している。

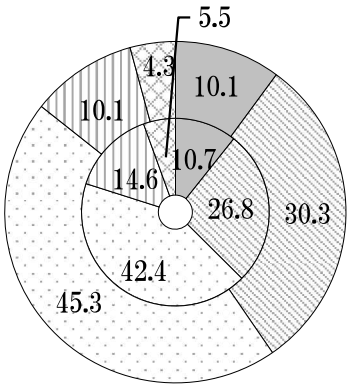
環境意識調査　【満足度】の回答結果

（凡例）　内側　：　平成27年度調査
　　外側　：　令和2年度調査
　　単位　：　％

そう思う
どちらかといえばそう思う
どちらともいえない
どちらかといえばそう思わない
そう思わない

※小数点第 2 位以下四捨五入のため、合計が 100%にならないことがある。

●省エネ家電や太陽光発電などの普及が進んでいる



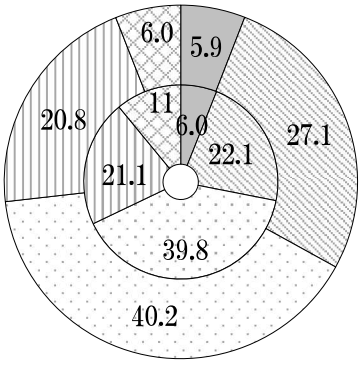
〔概要〕

「そう思う」「どちらかといえばそう思う」が合わせて 40.4%だが、「どちらともいえない」が 45.3%と最も多くの割合を占めている。

〔前回調査との比較〕

「そう思う」「どちらかといえばそう思う」が合わせて 2.9%増加し、「そう思わない」「どちらかといえばそう思わない」が合わせて 5.7%減少している。

●自然とふれあえる場所やイベントが充実している



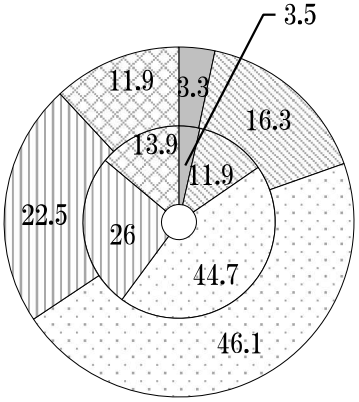
〔概要〕

「どちらともいえない」が 40.2%と最も多く、次いで「そう思う」「どちらかといえばそう思う」が合わせて 33%となっている。

〔前回調査との比較〕

「そう思う」「どちらかといえばそう思う」が合わせて 4.9%増加し、「そう思わない」「どちらかといえばそう思わない」が合わせて 5.3%減少している。

●農地が有効に利用され適正に保全されている



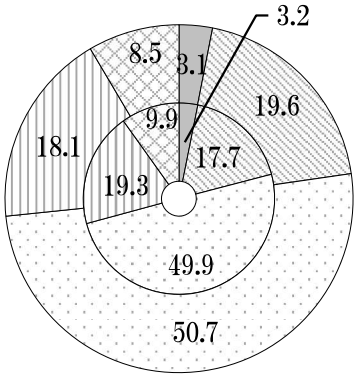
〔概要〕

「どちらともいえない」が 46.1%と最も多く、次いで「そう思わない」「どちらかといえばそう思わない」が合わせて 34.4%となっている。

〔前回調査との比較〕

前回と同様に、「そう思う」「どちらかといえばそう思う」に比べ「そう思わない」「どちらかといえばそう思わない」の割合が多いが、「そう思う」「どちらかといえばそう思う」が合わせて 4.2%増加し、「そう思わない」「どちらかといえばそう思わない」が合わせて 5.5%減少している。

●環境教育・環境学習を受ける機会が充実している



〔概要〕

「どちらともいえない」が 50. 7%と最も多く、次いで「そう思わない」「どちらかといえばそう思わない」が合わせて 26.6%となっている。

〔前回調査との比較〕

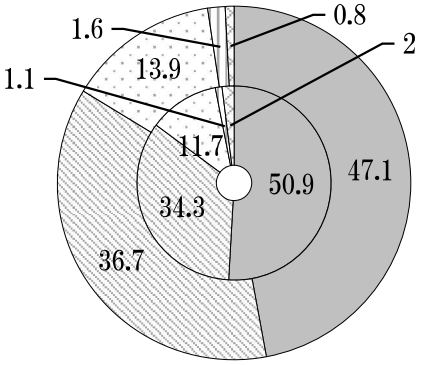
前回と同様に、「そう思う」「どちらかといえばそう思う」に比べ「そう思わない」「どちらかといえばそう思わない」の割合が多いが、「そう思う」「どちらかといえばそう思う」がわずかに増加（1.8%）し、「そう思わない」「どちらかといえばそう思わない」がわずかに減少（2.6%）している。

環境意識調査　【市民意識度】の回答結果

（凡例）　内側 ： 平成27年度調査　　そう思う　　どちらかといえばそう思わない
外側 ： 令和2年度調査　　どちらかといえばそう思う　　そう思わない
単位 ： %　　どちらともいえない

※小数点第２位以下四捨五入のため、合計が 100%にならないことがある。

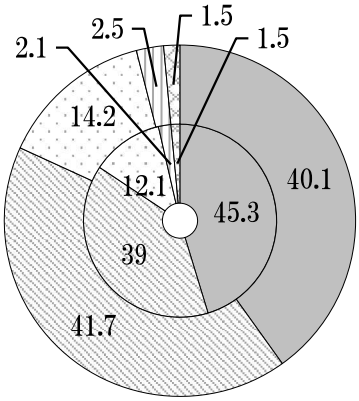
●ペットの臭いや塗料等を使う時の臭いが近隣の迷惑にならないよう気をつけている



〔概要〕
「そう思う」「どちらかといえばそう思う」を合わせると８割以上となっている。

〔前回調査との比較〕
「そう思う」がわずかに減少（3.8%）している。

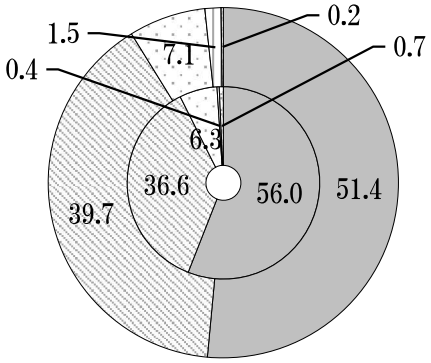
●洗剤は適量を量るなど生活排水の汚れに気をつけている



〔概要〕
「そう思う」「どちらかといえばそう思う」を合わせると８割以上となっている。

〔前回調査との比較〕
「そう思う」が 5.2%減少している。

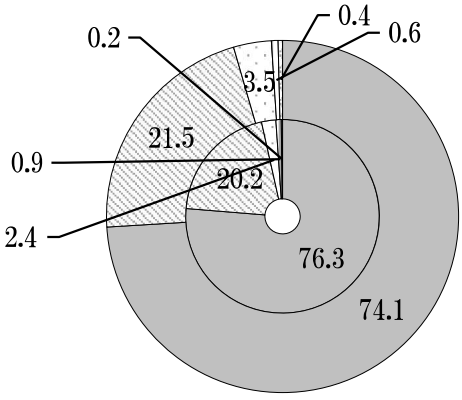
●テレビやピアノなどの生活音が近隣の迷惑にならないよう気をつけている



〔概要〕
「そう思う」「どちらかといえばそう思う」を合わせると９割以上となっている。

〔前回調査との比較〕
「そう思う」が 4.6%減少している。

●ごみの出し方のルールを守っている



〔概要〕
「そう思う」が７割を超えており、「どちらかといえばそう思う」を合わせると９割以上となっている。

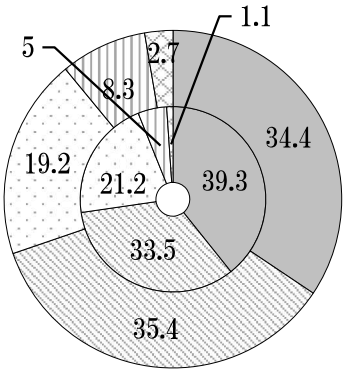
〔前回調査との比較〕
回答割合にあまり差はみられない。

環境意識調査　【市民意識度】の回答結果

（凡例）　内側 ： 平成27年度調査　　そう思う　　どちらかといえばそう思わない
外側 ： 令和2年度調査　　どちらかといえばそう思う　　そう思わない
単位 ： %　　どちらともいえない

※小数点第２位以下四捨五入のため、合計が 100%にならないことがある。

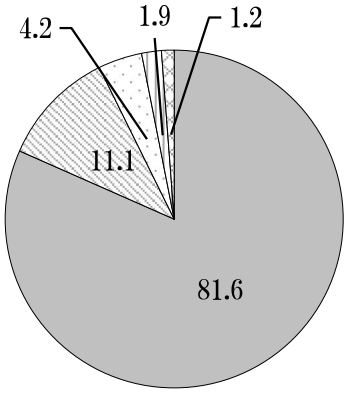
●レジ袋や割り箸など使い捨て製品はできるだけ使わないようにしている



〔概要〕
「そう思う」「どちらかといえばそう思う」を合わせると７割近くとなっている。

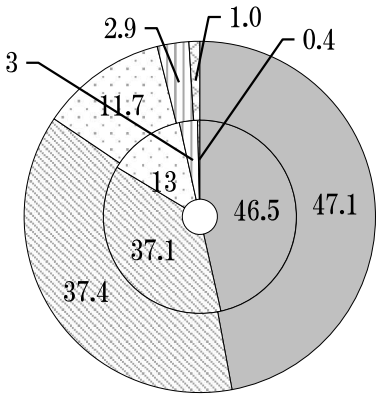
〔前回調査との比較〕
「そう思う」「どちらかといえばそう思う」が合わせて 3%減少し、「そう思わない」「どちらかといえばそう思わない」が合わせて 4.9%増加している。

●マイバッグを持参している



〔概要〕
「そう思う」が８割を超えており、「どちらかといえばそう思う」を合わせると９割以上となっている。

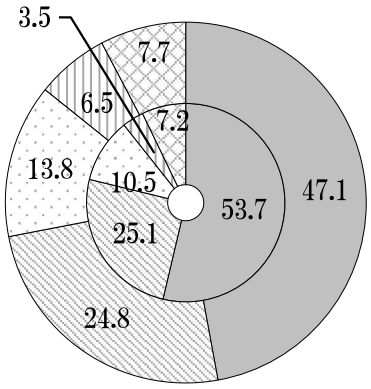
●こまめな消灯など節電に心がけている



〔概要〕
「そう思う」「どちらかといえばそう思う」を合わせると８割以上となっている。

〔前回調査との比較〕
回答割合にあまり差はみられない。

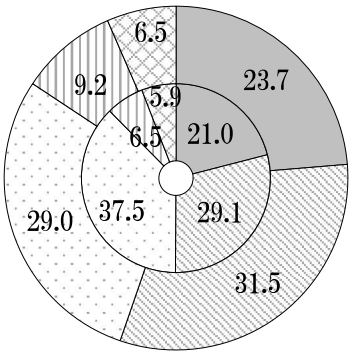
●身近な場所に草木や花を植えている



〔概要〕
「そう思う」「どちらかといえばそう思う」を合わせると７割以上となっている。

〔前回調査との比較〕
「そう思う」「どちらかといえばそう思う」が合わせて 6.9%減少し、「そう思わない」「どちらかといえばそう思わない」が合わせて 3.5%増加している。

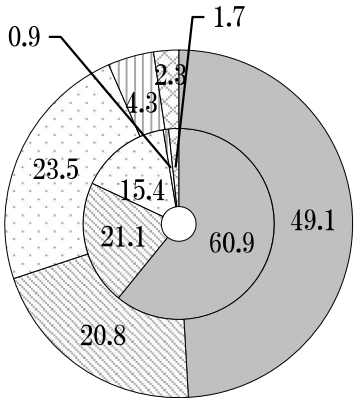
●レジャー・旅行では、自然に親しめる場所に出かけるようにしている



〔概要〕
「そう思う」「どちらかといえばそう思う」が合わせて 55.2%だが、「どちらともいえない」が 29.0%となっている。

〔前回調査との比較〕
「そう思う」「どちらかといえばそう思う」が合わせて 5.1%増加している一方で、「そう思わない」「どちらかといえばそう思わない」が合わせて 3.3%増加している。

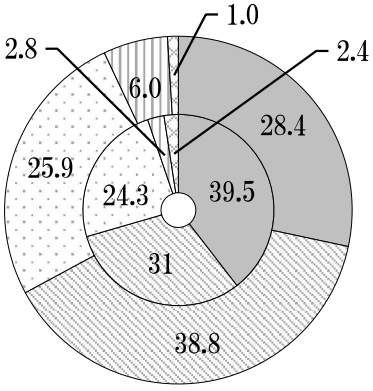
●自然の中に外来種を入れないようにしている



〔概要〕
「そう思う」「どちらかといえばそう思う」を合わせると 7 割近くとなっている。

〔前回調査との比較〕
「そう思う」が 11.8%減少し、「どちらともいえない」が 8.1%、「そう思わない」「どちらかといえばそう思わない」が 4%増加している。

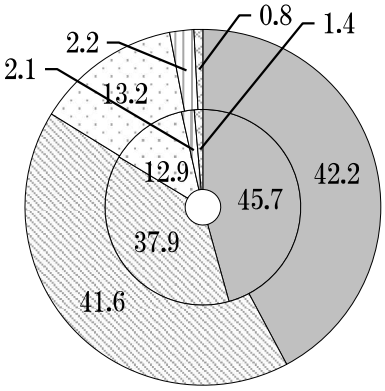
●積極的に地元産の食材を購入している



〔概要〕
「そう思う」「どちらかというばそう思う」が合わせて 67.2%だが、「どちらともいえない」が 25.9%となっている。

〔前回調査との比較〕
「そう思う」が 11.1%減少している。

●急発進・急加速をしないなど、自動車の燃費を考えた運転をしている



〔概要〕
「そう思う」「どちらかといえばそう思う」を合わせると 8 割以上となっている。

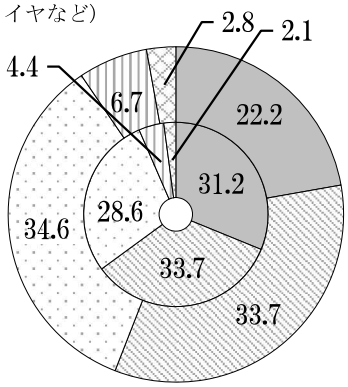
〔前回調査との比較〕
回答割合にあまり差はみられない。

環境意識調査　【市民意識度】の回答結果

（凡例）　内側 ： 平成27年度調査　　そう思う　　どちらかといえばそう思わない
外側 ： 令和2年度調査　　どちらかといえばそう思う　　そう思わない
単位 ： %　　どちらともいえない

※小数点第２位以下四捨五入のため、合計が 100%にならないことがある。

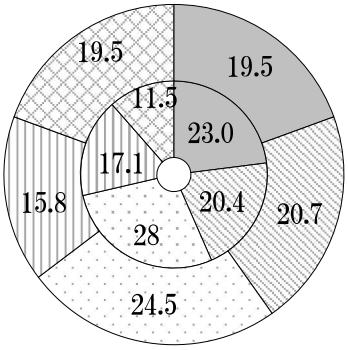
●自動車・タイヤ等の購入の際は環境性能を優先している（低燃費自動車、電気自動車、燃料電池自動車や低燃費タイヤなど）



〔概要〕
「そう思う」「どちらかといえばそう思う」が合わせて 55.9%だが、「どちらともいえない」が 34.6%となっている。

〔前回調査との比較〕
「そう思う」「どちらかといえばそう思う」が合わせて 9%減少し、「そう思わない」「どちらかというとそう思わない」が合わせて 3%増加している。

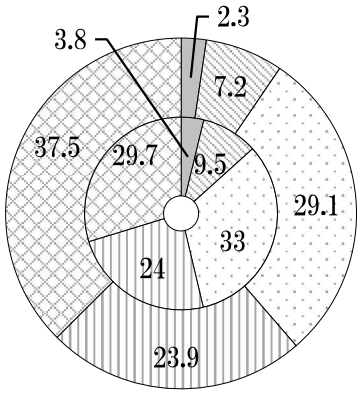
●近くへの買い物などは徒歩や自転車で行くようにしている



〔概要〕
「そう思う」「どちらかといえばそう思う」が合わせて 40.2%となっている一方で、「そう思わない」「どちらかといえばそう思わない」が 35.3%となっている。

〔前回調査との比較〕
「そう思う」「どちらかといえばそう思う」が合わせて 3.2%減少し、「そう思わない」「どちらかというとそう思わない」が合わせて 6.7%増加している。

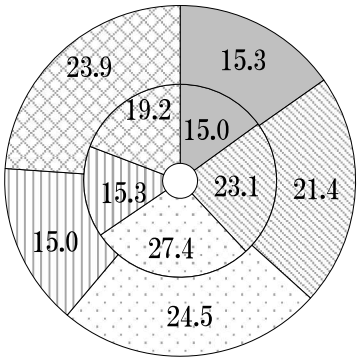
●環境教育・環境学習のイベント等に参加している



〔概要〕
「そう思う」「どちらかといえばそう思う」が合わせて１割に満たない一方で、「そう思わない」「どちらかといえばそう思わない」が合わせて６割以上となっている。

〔前回調査との比較〕
前回と同様に、「そう思う」「どちらかといえばそう思う」に比べ「そう思わない」「どちらかといえばそう思わない」の割合がかなり多くなっている。

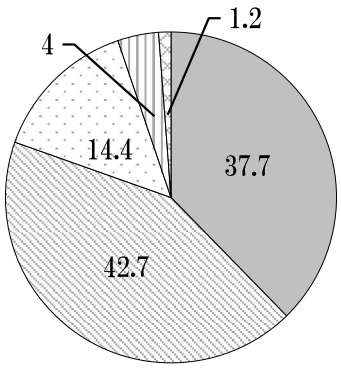
●地域の環境美化活動に参加している



〔概要〕
「そう思う」「どちらかといえばそう思う」（36.7%）と、「そう思わない」「どちらかといえばそう思わない」（38.9%）がほぼ同じ割合となっている。

〔前回調査との比較〕
回答割合にあまり差はみられない。

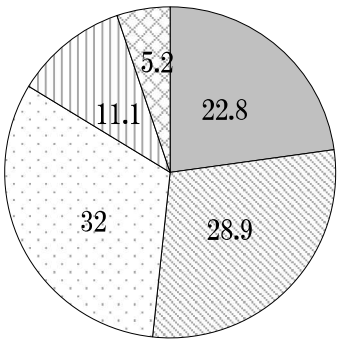
●食品ロス（食べ残し、賞味期限切れ食材の廃棄等）の削減を心がけている



〔概要〕

「そう思う」「どちらかといえばそう思う」を合わせると８割以上となっている。

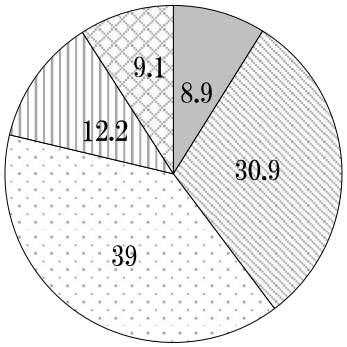
●ストローやペットボトルなどの使用を控え、プラスチックごみを減らすように心がけている



〔概要〕

「そう思う」「どちらかといえばそう思う」が合わせて 51.7%だが、「どちらともいえない」が 32%となっている。

●気候変動への適応策※について日頃から取り組んでいる



〔概要〕

「そう思う」「どちらかといえばそう思う」が合わせて４割程度だが、「どちらともいえない」も４割程度とほぼ同じ割合となっている。

※『気候変動への適応策』… 地球温暖化（気候変動）の影響による被害を予防・軽減するための対策のこと
【例：豪雨や猛暑日等の警報や予報を常に得るようにし、熱中症対策、防災マップの確認、災害時の助け合い等について隣近所で話し合う、など】

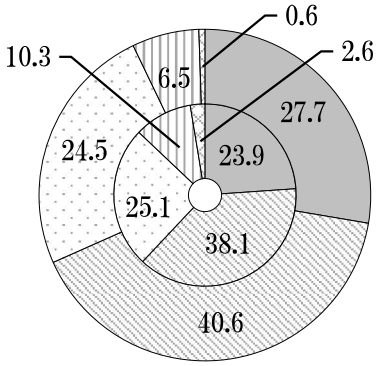
環境意識調査　【事業者意識度】の回答結果

（凡例）　内側 ： 平成27年度調査
　　外側 ： 令和2年度調査
　　単位 ： %

そう思う　どちらかといえばそう思う　どちらともいえない　どちらかといえばそう思わない　そう思わない

※小数点第２位以下四捨五入のため、合計が 100%にならないことがある。

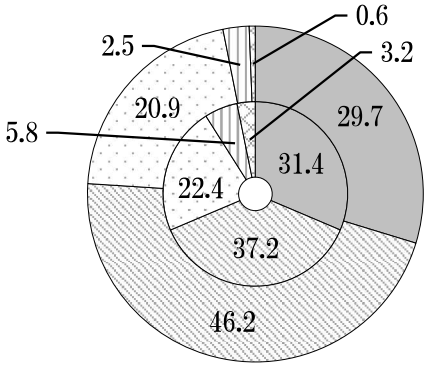
●ばい煙・粉じん・悪臭の発生の有無や程度を把握し対策を講じている



〔概要〕
「そう思う」「どちらかといえばそう思う」を合わせると７割程度となっている。

〔前回調査との比較〕
「そう思う」「どちらかというばそう思う」が合わせて 6.3%増加し、「そう思わない」「どちらかといえばそう思わない」が合わせて 5.8%減少している。

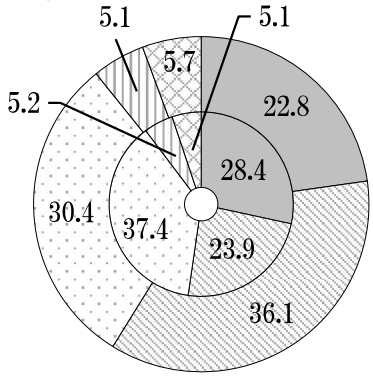
●排水にあたっては水質汚濁や土壌汚染への影響を考慮している



〔概要〕
「そう思う」「どちらかというばそう思う」を合わせると７割以上となっている。

〔前回調査との比較〕
「そう思う」「どちらかというばそう思う」が合わせて 7.3%増加し、「そう思わない」「どちらかといえばそう思わない」が合わせて 5.9%減少している。

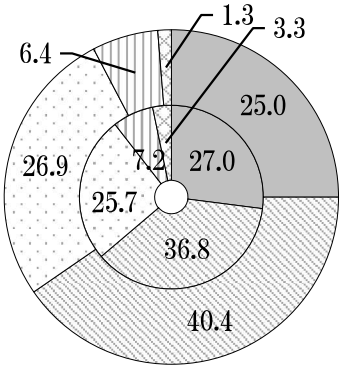
●所有する土地の土壌汚染の有無等について把握している



〔概要〕
「そう思う」「どちらかといえばそう思う」が合わせて 58.9%だが、「どちらともいえない」が 30.4%となっている。

〔前回調査との比較〕
「そう思う」「どちらかといえばそう思う」が合わせて 6.6%増加している。

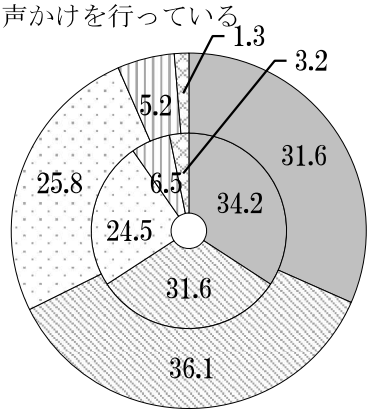
●恒常的な騒音・振動の発生の有無や程度を把握し対策を講じている



〔概要〕
「そう思う」「どちらかといえばそう思う」が合わせて 65.4%だが、「どちらでもない」が 26.9%となっている。

〔前回調査との比較〕
回答割合にあまり差はみられない。

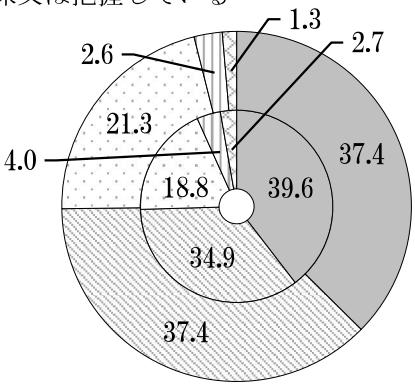
●騒音・振動の発生する作業を行う場合には近隣への声かけを行っている



〔概要〕
「そう思う」「どちらかといえばそう思う」を合わせると７割近くとなっている。

〔前回調査との比較〕
回答割合にあまり差はみられない。

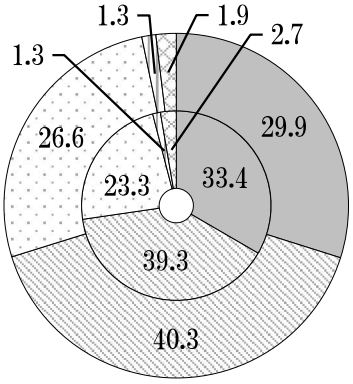
●製造・販売する製品・商品は使用後の処分方法を確保又は把握している



〔概要〕
「そう思う」「どちらかといえばそう思う」を合わせると７割以上となっている。

〔前回調査との比較〕
回答割合にあまり差はみられない。

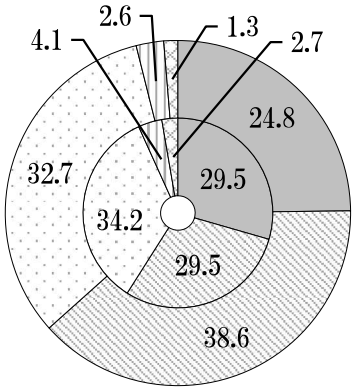
●包装・梱包の簡素化に努めている



〔概要〕
「そう思う」「どちらかといえばそう思う」を合わせると７割以上となっている。

〔前回調査との比較〕
回答割合にあまり差はみられない。

●製造・販売する製品・商品の長寿命化に努めている



〔概要〕
「そう思う」「どちらかといえばそう思う」が合わせて 63.4%だが、「どちらともいえない」が 32.7%となっている。

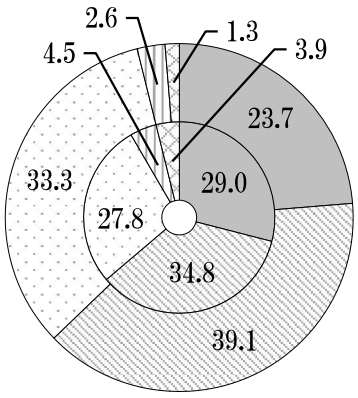
〔前回調査との比較〕
「そう思う」が 4.7%減少し、「どちらかといえばそう思う」が 9.1%増加している。

環境意識調査　【事業者意識度】の回答結果

（凡例）　内側 ： 平成27年度調査　　そう思う　　どちらかといえばそう思わない
外側 ： 令和2年度調査　　どちらかといえばそう思う　　そう思わない
単位 ： %　　どちらともいえない

※小数点第 2 位以下四捨五入のため、合計が 100%にならないことがある。

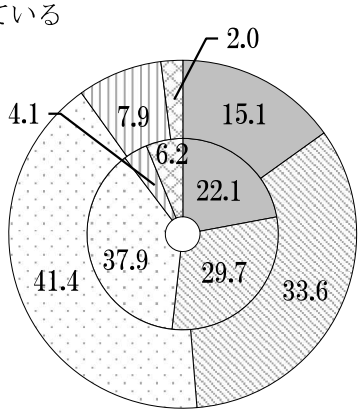
●エネルギー消費量を把握しその削減を図っている



〔概要〕
「そう思う」「どちらかといえばそう思う」が合わせて 62.8%だが、「どちらともいえない」が 33.3%となっている。

〔前回調査との比較〕
「そう思わない」「どちらかといえばそう思わない」が 4.5%減少している。

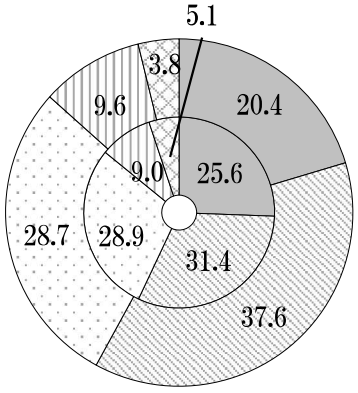
●省エネ化された製品・商品の開発・製造・販売に努めている



〔概要〕
「そう思う」「どちらかといえばそう思う」が合わせて 48.7%だが、「どちらともいえない」が 41.4%となっている。

〔前回調査との比較〕
「そう思う」が 7%減少している。

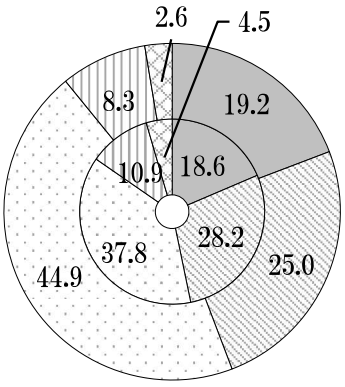
●店舗内・敷地内の緑化に努めている



〔概要〕
「そう思う」「どちらかといえばそう思う」が合わせて 58%だが、「どちらともいえない」が 28.7%となっている。

〔前回調査との比較〕
回答割合にあまり差はみられない。

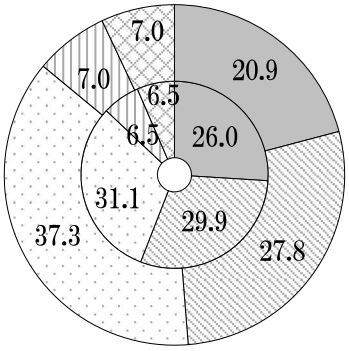
●環境保全や地域ブランドなどを意識した事業展開を図っている



〔概要〕
「そう思う」「どちらかといえばそう思う」が合わせて 44.2%だが、「どちらともいえない」が 44.9%とほぼ同じ割合となっている。

〔前回調査との比較〕
「どちらともいえない」が 7.1%増加している。

●原材料・資材の調達にあたっては積極的に地元産を選択している



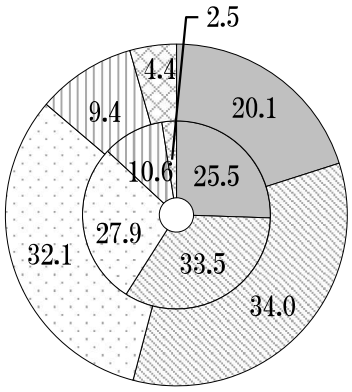
〔概要〕

「そう思う」「どちらかといえばそう思う」が合わせて 48.7%だが、「どちらともいえない」が 37.3%となっている。

〔前回調査との比較〕

「そう思う」「どちらかといえばそう思う」が合わせて 7.2%減少し、「どちらともいえない」が 6.2%増加している。

●従業者にエコドライブの実践を促している



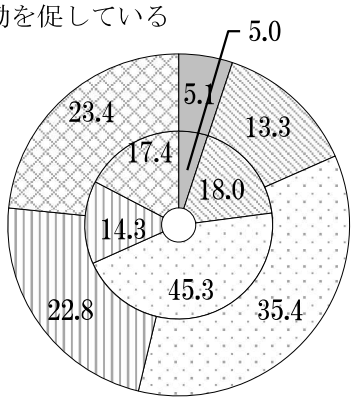
〔概要〕

「そう思う」「どちらかといえばそう思う」が合わせて 54.1%だが、「どちらともいえない」が 32.1%となっている。

〔前回調査との比較〕

「そう思う」「どちらかといえばそう思う」が合わせて 4.9%減少し、「どちらともいえない」が 4.2%増加している。

●従業者に徒歩・自転車・公共交通機関を利用した通勤を促している



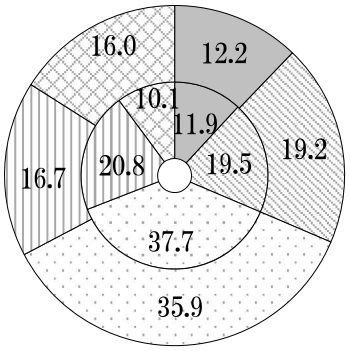
〔概要〕

「そう思わない」「どちらかといえばそう思わない」が 4 割以上となっている。

〔前回調査との比較〕

前回と同様に、「そう思う」「どちらかといえばそう思う」に比べて「そう思わない」「どちらかといえばそう思わない」の割合が多いが、さらに「そう思わない」「どちらかといえばそう思わない」が合わせて 14.5%と大きく増加している。

●事業所内での環境教育・環境学習を実施している



〔概要〕

「どちらともいえない」が 35.9%と最も多く、「そう思う」「どちらかといえばそう思う」、「そう思わない」「どちらかといえばそう思わない」がそれぞれ 30%程度となっている。

〔前回調査との比較〕

回答割合にあまり差はみられない。

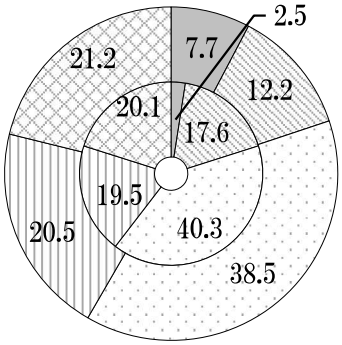
環境意識調査　【事業者意識度】の回答結果

（凡例）　内側 ： 平成27年度調査
　　外側 ： 令和2年度調査
　　単位 ： %

そう思う
どちらかといえばそう思う
どちらともいえない
どちらかといえばそう思わない
そう思わない

※小数点第 2 位以下四捨五入のため、合計が 100%にならないことがある。

●地域・ＮＰＯ・行政等と協働した環境保全活動を行っている



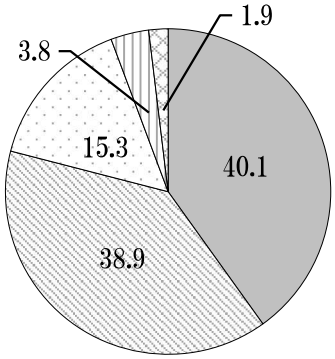
〔概要〕

「そう思わない」「どちらかといえばそう思わない」が合わせて 41.7%だが、「どちらともいえない」が 38.5%となっている。

〔前回との比較〕

前回と同様に、「そう思う」「どちらかといえばそう思う」に比べて「そう思わない」「どちらかといえばそう思わない」の割合が多いが、「そう思う」が 5.2%増加している。

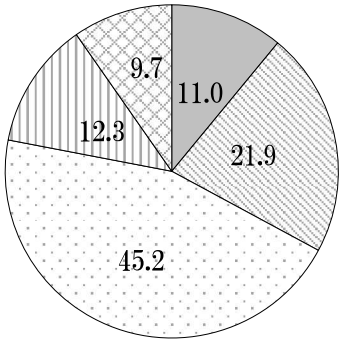
●廃プラスチック類などのゴミの減量化や分別を行っている



〔概要〕

「そう思う」「どちらかといえばそう思う」を合わせると８割程度となっている。

●持続可能な開発目標（ＳＤＧｓ）の考え方を踏まえた取組を行っている



〔概要〕

「どちらともいえない」が 45.2%と最も多く、次いで「どちらかといえばそう思う」が 21.9%、「どちらかといえばそう思わない」が 12.3%となっている。

2　防府市環境基本計画　策定経過

本計画の策定に当たっては、防府市環境審議会の協議等を経て、策定されました。

令和２年１０月　１日	防府市環境審議会に「環境基本計画の見直し」を諮問
〃	防府市環境審議会〔社会状況・環境変化、計画進捗状況確認〕
令和２年１０月２９日	環境意識調査の実施（１１月３０日まで）
令和３年　３月１９日	防府市環境保全推進委員会〔骨子案の協議〕
令和３年　７月２９日	防府市環境保全推進委員会〔素案の協議〕
令和３年　８月２０日	防府市環境審議会〔素案の協議〕
令和３年　　月　　日	パブリックコメントの実施（　月　日まで）
令和３年　　月　　日	防府市環境審議会〔見直し案の意見集約〕
令和３年　　月　　日	防府市環境審議会から「環境基本計画・見直し案」の答申
令和３年　　月　　日	防府市環境保全推進委員会〔見直し案のとりまとめ〕

3　防府市環境保全条例

平成十八年三月三十一日
条例第十六号

目次

前文
第一章　総則（第一条―第六条）
第二章　環境の保全に関する基本的施策
　第一節　施策の基本方針等（第七条―第十条）
　第二節　環境の保全のための施策（第十一条―第十八条）
第三章　良好な環境の保全（第十九条―第二十八条）
第四章　雑則（第二十九条―第三十一条）
附則

私たちのふるさと防府は、中国山地に連なる大平山をはじめとする緑あふれる山々、佐波川や瀬戸内海の優れた水辺など豊かな自然環境に恵まれたまちである。

私たちは、この豊かな自然と歴史に富んだ美しい郷土を愛し、健康で明るく住みよいまちを築くために努力してきた。

しかしながら、今日の社会経済活動や日常生活などの人の活動は、資源やエネルギーを大量に消費し、環境への負荷を増大させ、自然の持つ再生能力や浄化能力を超える規模となって、すべての生物の生存基盤である地球の環境を脅かすまでに至っている。

もとより、私たちは良好で快適な環境の恵みを享受する権利を有するとともに、その環境を将来の世代に引き継ぐ責務を有している。

ここに、私たちは、環境の保全を自らの課題として認識し、すべての人が共に力を合わせて自主的かつ積極的に環境保全活動に取り組むことで、環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会の構築と良好で快適な環境を将来の世代に継承することを目指し、この条例を制定する。

第一章　総則

（目的）

第一条　この条例は、環境の保全について基本理念を定め、並びに市、事業者及び市民の責務を明らかにするとともに、環境の保全に関する施策の基本となる事項を定めることにより、当該施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の市民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

（定義）

第二条　この条例において「環境への負荷」とは、人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。

２　この条例において「地球環境保全」とは、人の活動による地球全体の温暖化又はオゾン層の破壊の進行、海洋の汚染、野生生物の種の減少その他の地球の全体又はその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全であって、人類の福祉に貢献するとともに市民の健康で文化的な生活の確保に寄与するものをいう。

３　この条例において「公害」とは、環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気の汚染、水質の汚濁（水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。）、土壌の汚染、騒音、振動、地盤の沈下（鉱物の掘採のための土地の掘削によるものを除く。）及び悪臭によって、人の健康又は生活環境（人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境を含む。以下同じ。）に係る被害が生ずることをいう。

（基本理念）

第三条　環境の保全は、現在及び将来の市民が健全で恵み豊かな環境の恵沢を享受できるとともに、限りある環境が将来にわたって良好な状態で維持されるように、適切に行われなければならない。

２　環境の保全は、環境への負荷をできる限り低減することその他の環境の保全に関する行動がすべての者の公平な役割分担の下に自主的かつ積極的に行われることにより、健全で恵み豊かな環境を維持しつつ、環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会が構築されるよう行われなければならない。

３　地球環境保全は、地域の環境が地球全体の環境に深く関わっていることを認識し、日常生活及び事業活動において、着実かつ積極的に推進されなければならない。

（市の責務）

第四条　市は、前条に規定する基本理念（第七条において「基本理念」という。）にのっとり、環境の保全に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、及び実施するものとする。

２　市は、環境の保全に関し広域的な取組を必要とする施策については、国、県及び他の地方公共団体と連携して推進するものとする。

（事業者の責務）

第五条　事業者は、その事業活動を行うに当たっては、これに伴って生ずる公害を防止し、又は自然環境を適正に保全するよう努めなければならない。

２　事業者は、その事業活動に係る製品その他の物が使用され、又は廃棄されることによる環境への負荷の低減に努めるとともに、再生資源その他の環境への負荷の低減に資する原材料等を利用するよう努めなければならない。

３　前二項に定めるもののほか、事業者は、その事業活動に関し、これに伴う環境への負荷の低減その他の環境の保全に自ら努めるとともに、市が実施する環境の保全に関する施策に自主的かつ積極的に協力しなければならない。

（市民の責務）

第六条　市民は、その日常生活に伴う環境への負荷の低減に努めなければならない。

２　前項に定めるもののほか、市民は、環境の保全に自ら努めるとともに、市が実施する環境の保全に関する施策に自主的かつ積極的に協力しなければならない。

第二章　環境の保全に関する基本的施策

第一節　施策の基本方針等

（施策の基本方針）

第七条　環境の保全に関する施策の策定及び実施は、基本理念にのっとり、次に掲げる施策の基本方針に基づき、総合的かつ計画的に行わなければならない。

一　大気、水、土壌その他の環境の自然的構成要素を良好な状態に保持すること。

二　野生生物の種の保存その他の生態系及び生物の多様性の確保を図り、人と自然との良好な関係を維持すること。

三　森林、農地、水辺等における身近な自然環境を保全することにより、人と自然との豊かな触れ合いを確保すること。

四　資源及びエネルギーの有効利用、廃棄物の減量等を推進することにより、環境への負荷の少ない事業活動及び日常生活への転換を促進すること。

五　すべての人が自主的かつ積極的な取組を行い、地球温暖化の防止その他の地球環境保全に貢献すること。

（環境基本計画）

第八条　市長は、環境の保全に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、環境の保全に関する基本的な計画（以下「環境基本計画」という。）を策定しなければならない。

２　環境基本計画には、次に掲げる事項を定めるものとする。

一　環境の保全に関する目標

二　環境の保全に関する施策

三　前二号に掲げるもののほか、環境の保全に関する施策を推進するために必要な事項

３　市長は、環境基本計画を策定するに当たっては、あらかじめ防府市環境審議会条例（平成十五年防府市条例第八号）第一条の規定により設置する防府市環境審議会の意見を聴かなければならない。

４　市長は、環境基本計画を策定したときは、速やかにこれを公表しなければならない。

５　前二項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

（施策の策定等に当たっての配慮）

第九条　市は、環境に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、環境基本計画との整合を図る等環境の保全について配慮するものとする。

（環境の状況等の公表）

第十条　市長は、毎年、防府市における環境の状況及び環境の保全に関する施策の状況を公表しなければならない。

第二節　環境の保全のための施策

（協定の締結）

第十一条　市長は、環境の保全上の支障を防止するため、必要に応じ、事業者と環境の保全に関する協定を締結するよう努めるものとする。

（環境への負荷の低減のための支援）

第十二条　市は、市民又は事業者が環境への負荷の低減のための施設の整備その他の適切な措置をとることを促すため、必要な支援に努めるものとする。

（環境への負荷の低減に資する施設の整備等）

第十三条　市は、下水道、廃棄物の処理施設その他の環境への負荷の低減に資する公共的施設の整備を推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

２　市は、公園、緑地その他の公共的施設の整備その他の自然環境の適正な整備及び健全な利用のための事業を推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

（資源の有効利用等の促進）

第十四条　市は、市民及び事業者による資源及びエネルギーの有効利用並びに廃棄物の減量を促進するため、必要な措置を講ずるものとする。

（環境の保全に関する教育及び学習の推進等）

第十五条　市は、市民及び事業者が環境の保全についての理解を深めるとともに、これらの者の環境の保全に関する活動を行う意欲を増進するため、環境の保全に関する教育及び学習の推進並びに広報活動の充実その他の必要な措置を講ずるものとする。

（自発的な活動の促進）

第十六条　市は、市民、事業者又はこれらの者の組織する民間の団体が自発的に行う緑化活動、再生資源に係る回収活動その他の環境の保全に関する活動の促進のため、必要な措置を講ずるものとする。

（情報の収集及び提供）

第十七条　市は、環境の保全に関する教育及び学習の推進並びに自発的な活動の促進に資するため、環境の状況その他の環境の保全に関する情報を収集し、及び適切に提供するよう努めるものとする。

（調査の実施及び監視等の体制の整備）

第十八条　市は、環境の状況の把握その他の環境を保全するための施策の策定に必要な調査を実施するものとする。

２　市は、環境の状況を的確に把握し、及び環境の保全に関する施策を適正に実施するために必要な監視、測定等の体制の整備に努めるものとする。

第三章　良好な環境の保全

（環境の保全の義務）

第十九条　何人も、環境の保全に支障を及ぼすおそれのあるばい煙、粉じん、汚水、騒音、振動、悪臭等を排出し、発生させ、又は飛散させないよう努めなければならない。

（土地、建物等の清潔の保持）

第二十条　市民は、その所有し、占有し、又は管理する土地又は建物及びその周囲の清潔を保ち、相互に協力して近隣の生活環境を保全するよう努めなければならない。

（空地の管理義務）

第二十一条　空地を所有し、占有し、又は管理する者は、当該空地に繁茂した雑草、枯草又は廃棄物を除去するなど近隣の生活環境を損なわないよう適正な管理

に努めなければならない。

（廃棄物の投棄の禁止）

第二十二条　何人も、道路その他の公共の場所及び他人の空地、田畑、山地等に廃棄物を投棄し、又はこれらの場所を汚してはならない。

（生活排水の適正処理等）

第二十三条　生活排水を公共用水域に排出する者は、調理くず、廃食用油等の処理、洗剤の使用等を適正に行うように努めなければならない。

２　生活排水を排出する者は、生活排水による環境への負荷の低減に資する設備の整備及びその設置した設備の適正な管理に努めなければならない。

（動物の飼い主の義務）

第二十四条　動物の飼い主は、その動物を適正に飼養管理することにより、人の生命、身体若しくは財産に害を加え、又は人に迷惑を及ぼすことがないように努めなければならない。

（静穏の保持）

第二十五条　何人も、法令等に違反しない場合においても騒音により近隣の生活環境を損なわないように努めなければならない。

（土地の形質の変更を行う者の義務）

第二十六条　土地の形質の変更を行う者は、災害の誘発を防止し、調和のとれた土地利用及び環境の保全に努めなければならない。

（工事施行者の義務）

第二十七条　土木工事、建築工事その他の工事を行う者は、その工事に際し、土砂、資材、廃材等が当該工事場所以外に飛散し、流出し、又は堆積しないよう適正な管理に努めなければならない。

（緑化の推進）

第二十八条　宅地等を所有し、占有し、又は管理する者は、当該宅地等にできる限り樹木等を植栽するなど緑化の推進に努めなければならない。

２　事業者は、工場又は事業場の敷地を最大限に利用して樹木等を植栽するなど緑化の推進に努めなければならない。

第四章　雑則

（報告及び調査）

第二十九条　市長は、この条例の施行に必要な限度において、関係人に対し、環境の保全対策その他必要な事項について報告を求め、又は当該職員に、その者の工場、事業場、土地若しくは建物に立ち入り、施設その他の物件を調査させることができる。

２　前項の規定により立入調査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

３　関係人は、正当な理由がない限り、第一項の規定による報告及び立入調査を拒み、又は妨げてはならない。

４　第一項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解

釈してはならない。

（指導及び助言）

第三十条　市長は、環境への負荷の低減のため、関係人に対し必要な指導及び助言をすることができる。

（委任）

第三十一条　この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

4　防府市環境審議会条例

平成 15 年 3 月 31 日
条例第 8 号

（設置）
第 1 条　環境基本法（平成 5 年法律第 91 号）第 44 条の規定に基づき、本市の環境の保全に関する基本的事項を調査審議する等のため、防府市環境審議会（以下「審議会」という。）を設置する。
（組織）
第 2 条　審議会は、委員 20 人以内で組織する。
2　委員は、次に掲げる者のうちから、市長が任命する。
　一　学識経験のある者
　二　関係行政機関の職員
　三　各種団体の代表者
　四　本市に住所を有する者
3　前項の委員のほか、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員を若干人置くことができる。
4　臨時委員は、市長が任命する。
（任期）
第 3 条　委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
2　委員は、再任されることができる。
3　臨時委員は、特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。
（会長及び副会長）
第 4 条　審議会に会長及び副会長各 1 人を置き、委員の互選によって定める。
2　会長及び副会長の任期は、委員の任期による。
3　会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
4　副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。
（会議）
第 5 条　審議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集する。ただし、会長の任期満了後最初に行われる会議は、市長が招集するものとする。
2　会議の議長は、会長をもって充てる。
3　会議は、委員及び議事に関係のある臨時委員の半数以上が出席しなければ、開くことができない。
4　会議の議事は、出席した委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
（部会）
第 6 条　審議会は、特別に調査審議する必要があると認めるときは、専門部会（以下「部会」という。）を置くことができる。

2　部会に属すべき委員及び臨時委員は、会長が指名する。
3　部会に部会長を置き、当該部会に属する委員の互選によって定める。
4　部会長は、部会の事務を掌理する。
5　前条(同条第1項ただし書を除く。)の規定は、部会の会議に準用する。
(説明等の聴取)
第7条　審議会は、必要があると認めるときは、委員及び議事に関係のある臨時委員以外の者を会議に出席させ、説明又は意見を求めることができる。
(庶務)
第8条　審議会の庶務は、生活環境部において処理する。
(委任)
第9条　この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。
附　則　抄
(施行期日)
1　この条例は、平成15年4月1日から施行する。
(防府市公害対策審議会条例の廃止)
2　防府市公害対策審議会条例(昭和46年防府市条例第2号)は、廃止する。
(会議の招集に係る経過措置)
3　この条例の施行後最初に行われる会議は、第5条第1項の規定にかかわらず、市長が招集する。

5　防府市環境審議会委員名簿

〔順不同、敬称略〕

区　分	役　職　名　等	委　員　名
学識経験のある者	山口大学名誉教授	◎中尾　勝實
	山口大学大学院創成科学研究科教授	○関根　雅彦
	防府医師会　副会長	木村　正統
	消費生活アドバイザー	島添　美葉子
	樹木医、環境カウンセラー	石本　真司
関係行政機関の職員	山口県山口健康福祉センター　副部長	大嶋　裕司
各種団体の代表者	中国電力ネットワーク株式会社 山口ネットワークセンター　副所長	小野　秀治
	山口合同ガス株式会社防府支店　支店長	谷野　聡
	防府商工会議所　交通運輸部会　部会長	角田　祐道
	協和発酵バイオ株式会社山口事業所 常務執行役員 山口事業所長	藤原　義寿
	マツダ株式会社防府工場　総務部(防府)部長	広政　利雄
	東海カーボン株式会社電極製造所防府工場　工場長	杉山　芳朗
	防府商工会議所　工業部会　部会長	東　　佳範
	防府商工会議所　商業部会 天神商店街振興組合　理事長	池永　光男
	防府市女性団体連絡協議会　副会長	山田　まゆみ
	防府市消費生活研究会　会長	阿部　幹恵
	グリーンコープやまぐち生活協同組合 中部地域 地域理事	中國　悠子
本市に住所を有する者	公募委員	上川　善久
	公募委員	岸本　英史

◎は会長、○は副会長

〔令和３年　月　日～令和　年　　月　日現在〕

6　防府市環境保全推進委員会設置要綱

平成 23 年 5 月 10 日制定

（目的）

第 1 条　環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会の構築と良好で快適な環境を将来の世代に継承することを目指し、環境問題に配慮した市政運営の実現のため、防府市環境保全推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（所掌事務）

第 2 条　委員会の所掌事項は、次のとおりとする。

(1)　環境の保全に資する施策の総合的、計画的推進に関すること。

(2)　環境の保全に影響を与える施策の連絡調整に関すること。

(3)　市による率先的な環境保全行動の推進に関すること。

(4)　その他会長が必要と認める事項に関すること。

（組織）

第 3 条　委員会は、会長、副会長、委員をもって組織する。

2　会長は、副市長をもって充てる。

3　副会長は、生活環境部長をもって充てる。

4　委員は、別表 1 に掲げる職にある者をもって充てる。

（職務）

第 4 条　会長は、委員会を総括する。

2　副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

（会議）

第 5 条　委員会の会議は、会長が招集する。

2　前項の会議の議長は、会長をもって充てる。

3　会長は、必要があると認めたときは、委員でないものを会議に出席させることができる。

（作業部会）

第 6 条　会長は、必要に応じて委員会に作業部会を置く。

2　作業部会は、会長の命を受け委員会の事務を処理する。

3　作業部会は、作業部会長、副作業部会長及び作業部会員をもって組織する。

4　作業部会長及び副作業部会長は、会長が指名する。

5　作業部会員は、委員が推薦した者をもって充てる。

（事務局）

第 7 条　委員会の事務局は、生活環境部生活安全課に置く。

（その他）

第 8 条　この要綱に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、会長が別に定める。

附　則

この要綱は、平成 23 年 5 月 10 日から施行する。

附　則

この要綱は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附　則

この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附　則

この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附　則

この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

別表 1

総務部長、総合政策部長、地域交流部長、健康福祉部長、産業振興部長、土木都市建設部長、教育部長、議会事務局長、消防長、上下水道局次長

防府市環境基本計画
（第３次）

令和４年３月

編集発行：防府市生活環境部生活安全課環境政策室
（〒747－8501　防府市寿町７番１号）